

令和7年3月教育委員会定例会事項書

令和7年3月17日（月） 午後1時30分から

教育委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員について

3 議 事

- (1) 【議案第2169号】 鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について (教育総務課)
- (2) 【議案第2170号】 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について (教育総務課)
- (3) 【議案第2171号】 鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則の一部改正について (教育総務課)
- (4) 【議案第2172号】 鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について (教育総務課)
- (5) 【議案第2173号】 鈴鹿市教育委員会表彰規則の一部改正について (教育総務課)
- (6) 【議案第2174号】 鈴鹿市教育委員会公印規則の一部改正について (教育総務課)
- (7) 【議案第2175号】 鈴鹿市立公民館条例施行規則等の廃止について (教育総務課)
- (8) 【議案第2176号】 鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱の一部改正について (教育総務課)
- (9) 【議案第2177号】 学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正について (教育総務課)
- (10) 【議案第2178号】 鈴鹿市情報公開条例第2条第2項第3号の実施機関が別に定める機関を定める告示等の廃止について (教育総務課)
- (11) 【議案第2179号】 鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について (教育総務課)
- (12) 【議案第2180号】 鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部改正について (教育総務課)
- (13) 【議案第2181号】 鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部改正について (教育総務課)
- (14) 【議案第2182号】 特別支援学級児童生徒通学に伴う付添人交通費助成に関する要綱の一部改正について (教育総務課)

- (15) 【議案第2183号】 鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱の廃止について (教育総務課)
- (16) 【議案第2184号】 鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドラインについて (教育指導課)
- (17) 【議案第2185号】 鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針の改定について
(子ども政策課・子ども育成課)
- (18) 【議案第2186号】 鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正について (子ども育成課)

4 報告事項

- (1) 学校再編準備委員会の進捗状況について (教育政策課)
- (2) 中学生ピロリ菌検査実施について (学校教育課)
- (3) 令和8年鈴鹿市二十歳のつどいについて (文化振興課)

5 その他

- (1) 令和7年4月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)

3月教育委員会 定例会席表

教育長 (廣田 隆延)					
教育委員 (笠井 智佳)				(会議録署名者) 教育委員 (加藤 貴也)	
教育委員 (松蔦 康博)				教育委員 (服部 直美)	
文化振興課長 (柳井谷 光教)	参事兼 地域協働課長 (小野 秀哉)	参事 (西村 佳代子)	教育次長 (伊川 歩)	参事兼 教育総務課長 (鈴木 明)	参事兼 教育政策課長 (白木 敏弘)
文化財課長 (大窪 隆仁)	子ども政策課長 (長尾 哲)	学校教育課長 (藤見 忠)	教育指導課長 (上田 由実子)	教育支援課長 (鈴木 康仁)	
図書館長 (中村 仁美)	子ども育成課長 (中村 康次郎)			書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席

(傍聴人:定員は10人)

令和7年3月 教育委員会 定例会

議 案

(第2169号～第2186号)

令和7年3月17日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について
鈴鹿市教育委員会事務局等職員を次のように任免する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免
(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

議案第 2 1 7 0 号

地方自治法第 1 8 0 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

地方自治法第 1 8 0 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

地方自治法第 1 8 0 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(別 紙)

提案理由

地方自治法第 1 8 0 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 16 年鈴鹿市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前																		
（補助執行） 第 2 条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。 <table> <tr> <th>補助執行させる事務</th><th>市長の補助機関である職員</th></tr> <tr> <td><u>1</u> 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>2</u> ～ <u>9</u> 略</td><td>略</td></tr> </table> 備考 略	補助執行させる事務	市長の補助機関である職員	<u>1</u> 略	略	<u>2</u> ～ <u>9</u> 略	略	（補助執行） 第 2 条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。 <table> <tr> <th>補助執行させる事務</th><th>市長の補助機関である職員</th></tr> <tr> <td><u>1</u> 公民館及びふれあいセンターに関する<u>こと。</u></td><td><u>副市長、地域振興部長、地域振興部次長及び地域協働課の職員</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u> 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>3</u> 文化財に関する<u>こと。</u></td><td><u>副市長、文化スポーツ部長及び文化財課の職員</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u> 図書館に関する<u>こと。</u></td><td><u>副市長、文化スポーツ部長及び図書館の職員</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u> ～ <u>12</u> 略</td><td>略</td></tr> </table> 備考 略	補助執行させる事務	市長の補助機関である職員	<u>1</u> 公民館及びふれあいセンターに関する <u>こと。</u>	<u>副市長、地域振興部長、地域振興部次長及び地域協働課の職員</u>	<u>2</u> 略	略	<u>3</u> 文化財に関する <u>こと。</u>	<u>副市長、文化スポーツ部長及び文化財課の職員</u>	<u>4</u> 図書館に関する <u>こと。</u>	<u>副市長、文化スポーツ部長及び図書館の職員</u>	<u>5</u> ～ <u>12</u> 略	略
補助執行させる事務	市長の補助機関である職員																		
<u>1</u> 略	略																		
<u>2</u> ～ <u>9</u> 略	略																		
補助執行させる事務	市長の補助機関である職員																		
<u>1</u> 公民館及びふれあいセンターに関する <u>こと。</u>	<u>副市長、地域振興部長、地域振興部次長及び地域協働課の職員</u>																		
<u>2</u> 略	略																		
<u>3</u> 文化財に関する <u>こと。</u>	<u>副市長、文化スポーツ部長及び文化財課の職員</u>																		
<u>4</u> 図書館に関する <u>こと。</u>	<u>副市長、文化スポーツ部長及び図書館の職員</u>																		
<u>5</u> ～ <u>12</u> 略	略																		

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 7 1 号

鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則の一部改正について
鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を
次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
 鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則（昭和31年鈴鹿市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（委任事務） 第1条 鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1）～（12） 略 <u>（13）・（14）</u> 略	（委任事務） 第1条 鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1）～（12） 略 <u>（13） 文化財の指定及び解除を行うこと。</u> <u>（14）・（15）</u> 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 2 1 7 2 号

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成１６年鈴鹿市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前	
(分掌事務)		(分掌事務)	
第 7 条 事務局の課の分掌事務は、次の表のとおりとする。		第 7 条 事務局の課の分掌事務は、次の表のとおりとする。	
課	主な分掌事務	課	主な分掌事務
教 育 総 務 課	1 ～ 15 略 16 略	教 育 総 務 課	1 ～ 15 略 16 <u>学校及び幼稚園の給食費の徴収 に関すること。</u> 17 略
教 育 政 策 課	1 ・ 2 略 3 教育施設（子ども政策部が補助 執行するものを除く。以下同じ。 ）及び設備の整備に関すること。 4 ・ 5 略 6 教育財産（子ども政策部が補助 執行するものを除く。）の管理に 関すること。	教 育 政 策 課	1 ・ 2 略 3 教育施設（ <u>地域振興部、文化ス ポーツ部及び子ども政策部が補助</u> 執行するものを除く。以下同じ。 ）及び設備の整備に関すること。 4 ・ 5 略 6 教育財産（ <u>地域振興部、文化ス ポーツ部及び子ども政策部が補助</u> 執行するものを除く。）の <u>取得、 管理及び処分</u> に関すること。
略	略	略	略
2 ・ 3	略	2 ・ 3	略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

鈴鹿市教育委員会表彰規則の一部改正について

鈴鹿市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会表彰規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会表彰規則（平成２４年鈴鹿市教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第１条 この規則は、鈴鹿市の教育及び<u>学術</u>（以下「教育等」という。）の振興に寄与したものの又は教育等に関して市民の模範と認められる行為等があったものを表彰し、もって教育等の振興に資することを目的とする。	（目的） 第１条 この規則は、鈴鹿市の教育、<u>学術及び文化財</u>（以下「教育等」という。）の振興に寄与したものの又は教育等に関して市民の模範と認められる行為等があったものを表彰し、もって教育等の振興に資することを目的とする。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

鈴鹿市教育委員会公印規則の一部改正について

鈴鹿市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日 提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会公印規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会公印規則（平成２７年鈴鹿市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後							
(定義)							
第２条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。							
(１)・(２) 略							
(３) 課 鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鈴鹿市教育委員会規則第１号）第３条に規定する課並びに鈴鹿市行政組織規則（平成９年鈴鹿市規則第７号）第３条の表に規定する文化振興課、子ども政策課、子ども育成課及び子ども家庭支援課をいう。							
別表第２（第13条関係）							
登録 番号	電子公 印管理 者	名 称	寸法	印影 の色	使用区 分	電子公印を使用する文書	印影とし て使用す る公印の 登録番号
31020 －101	学校教 育課長	鈴鹿市教 育長印	方21	黒	就学援 助事務 用	就学援助審査結果通知書 学校保健医療券	31010－ 1
31020 －102	学校教 育課長	鈴鹿市教 育長印	方21	黒	特別支 援就学 奨励費 事務用	特別支援教育就学奨励費の 支弁区分について（通知）	31010－ 1
24020 －101	略	略	略	略	略	略	略

改 正 前

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 課 鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鈴鹿市教育委員会規則第1号）第3条に規定する課並びに鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第3条の表に規定する地域協働課、文化振興課、文化財課、図書館、子ども政策課、子ども育成課及び子ども家庭支援課をいう。

別表第2（第13条関係）

登録 番号	電子公 印管理 者	名称	寸法	印影 の色	使用区 分	電子公印を使用する文書	印影として使用する公印の登録番号
31020 －101	学校教 育課長	鈴鹿市教 育長印	方21	黒	就学援 助事務 用	就学援助審査結果通知書__ <u>就学援助費口座振込通知書</u> 学校保健医療券	31010－1
31020 －102	学校教 育課長	鈴鹿市教 育長印	方21	黒	特別支 援就学 奨励費 事務用	特別支援教育就学奨励費の 支弁区分について（通知） <u>特別支援教育就学奨励費振 込通知書</u>	31010－1
24020 －101	略	略	略	略	略	略	略
<u>31010</u> －101	<u>教育総 務課長</u>	<u>鈴鹿市教 育長印</u>	<u>方21</u>	黒	<u>学校給 食事務</u>	<u>学校給食費納入通知書</u> <u>学校給食費納入通知書（変</u>	<u>31010－4</u>

					用	更) <u>学校給食費督促状</u> <u>学校給食費納付催告書</u> <u>学校給食費充当通知書</u> <u>学校給食費還付通知書</u> <u>学校給食費への児童手当か</u> <u>らの支払済通知書</u>	
備考 略							

鈴鹿市立公民館条例施行規則等の廃止について

鈴鹿市立公民館条例施行規則等を廃止する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市立公民館条例施行規則等を廃止する規則

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市立公民館条例施行規則等を廃止するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立公民館条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 鈴鹿市立公民館条例施行規則（昭和46年鈴鹿市教育委員会規則第11号）
- (2) 鈴鹿市文化財保護条例施行規則（昭和48年鈴鹿市教育委員会規則第9号）
- (3) 鈴鹿市ふれあいセンター条例施行規則（平成6年鈴鹿市教育委員会規則第10号）
- (4) 鈴鹿市考古博物館条例施行規則（平成10年鈴鹿市教育委員会規則第2号）
- (5) 鈴鹿市資料館条例施行規則（平成18年鈴鹿市教育委員会規則第1号）
- (6) 佐佐木信綱記念館条例施行規則（平成25年鈴鹿市教育委員会規則第8号）
- (7) 鈴鹿市立図書館条例施行規則（平成27年鈴鹿市教育委員会規則第14号）
- (8) 鈴鹿市教育委員会補助金等交付規則（平成29年鈴鹿市教育委員会規則第5号）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 2 1 7 6 号

鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する
要綱の一部改正について

鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱
の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する
要綱の一部を改正する告示

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要
綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する
規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する
要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱
(平成18年鈴鹿市教育委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改める。

改 正 後	改 正 前
(給食費の現物給付)	(支給等)
第6条 教育委員会は、 <u>第3条第6号</u> の学校給食費については、現物給付することができる。	第6条 <u>教育委員会は、前条第1項の認定の決定を受けた者（以下「受給者」という。）の指定した金融機関の預金口座に、口座振替により就学援助費を支払うものとする。ただし、受給者が受領を委任した場合は、この限りでない。</u>
第2条 教育委員会は、 <u>第3条第1項第6号</u> の学校給食費については、現物給付することができる。	2 教育委員会は、 <u>第3条第1項第6号</u> の学校給食費については、現物給付することができる。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

(表)

学校受付印

第1号様式（第4条関係）

就学援助申請書

申請日 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市教育委員会

申請者 現住所 _____

名 前 _____

私は、 年度就学援助費の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。
この申請に当たって、鈴鹿市教育委員会が就学援助費支給認定事務のために、申請者及びその
他支給決定に係る者の税務資料その他の必要な公簿を閲覧することを承諾します。
認定を受けた場合、学校長を私の代理人として定め、就学援助費の請求、受領及び返納に関する
一切の権限を学校長に委任します。

1 該当児童生徒

区分	フリガナ	生年月日	学校名	学年
	名 前			
☐ 新規 ☐ 継続		年 月 日	小・中学校	年
☐ 新規 ☐ 継続		年 月 日	小・中学校	年
☐ 新規 ☐ 継続		年 月 日	小・中学校	年
☐ 新規 ☐ 継続		年 月 日	小・中学校	年

※新規又は継続のいずれか該当する□に☑をしてください。
※新年度の継続申請の場合は、新学年（中学校進学者は入学校）を記入してください。
※年度途中の申請の場合は、申請時の在籍校及び学年を記入してください。また、兄弟姉妹が
小学校又は中学校に在籍している場合は、それぞれの学校に申請してください。

2 世帯の状況

児童・生徒 との続柄	フリガナ	生年月日	勤務先又は学校名
	名 前		
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※1の該当児童生徒以外の生計を共にする家族を申請者も含めて記入してください。

(裏面も記入してください。)

3 住宅の形態(該当する□に☑をしてください。)

☐持家 ☐借家・借間 ☐公営住宅

☐その他 (_____)

4 申請の理由(該当する□に☑をしてください。)

☐生活保護を受けているため。(年 月 日から開始)

☐生活保護が停止又は廃止になったため。(年 月 日から停止又は廃止)

☐児童扶養手当を受けているため。

☐収入が少ない、又は不安定なため。

☐その他 病気や仕事の都合により、収入が激減した場合等の事情がありましたら具体的に記入してください。

第2号様式（第4条関係）

就学援助新入学児童生徒学用品費入学前支給申請書

申請日 年 月 日

（宛先） 鈴鹿市教育委員会

申請者 現住所 _____

名 前 _____

電話番号 _____

私は、 年度就学援助新入学児童生徒学用品費入学前支給の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

この申請に当たって、鈴鹿市教育委員会が就学援助費支給認定事務のために、申請者及びその他支給決定に関係する者の税務資料その他の必要な公簿を閲覧することを承諾します。

認定を受けた場合、入学校長に就学援助新入学学用品費入学前支給の認定の可否及び支給の状況を通知することを承諾します。

1 該当児童生徒

フリガナ 名 前	生年月日	入学予定校名 (在籍園(所)校名)
	年 月 日	(小・中学校)
	年 月 日	(小・中学校)
	年 月 日	(小・中学校)

※小学校・中学校両方へ入学する児童生徒がいる場合には、2枚提出してください。

2 世帯の状況

児童・生徒 との続柄	フリガナ 名 前	生年月日	勤務先又は学校名
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※1の該当児童生徒以外の生計を共にする家族を申請者も含めて記入してください。

（裏面も記入してください。）

3 住宅の形態(該当する□に☑をしてください。)

☐持家 ☐借家・借間 ☐公営住宅

☐その他 (_____)

4 申請の理由(該当する□に☑をしてください。)

☐生活保護を受けているため。(年 月 日から開始)

☐生活保護が停止又は廃止になったため。(年 月 日から停止又は廃止)

☐児童扶養手当を受けているため。

☐収入が少ない、又は不安定なため。

☐その他 病気や仕事の都合により、収入が激減した場合等の事情がありましたら具体的に記入してください。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 7 7 号

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び
納付すべき費用の額に関する規程の一部改正について

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付
すべき費用の額に関する規程の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び
納付すべき費用の額に関する規程の一部を改正する告示

(別 紙)

提案理由

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納
付すべき費用の額に関する規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教
育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び
納付すべき費用の額に関する規程の一部を改正する告示

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程（平成２６年鈴鹿市告示第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

[illegible]

備考										
略										
附 則										

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 前

別表（第2条関係）

施設の名称	使用室の 名称	聴衆 席の 面積	納付すべき費用の額			施設の設備					
			平日		休日	照 明	便 所	演 壇	椅 子	拡声 機	弁士 控室
			昼間	夜間							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
神戸幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
国府公民館	ホール	89㎡	鈴鹿市立公民館条例 （昭和46年鈴鹿市条 例第29号）別表に定め る額			有	有	有	有	有	有
庄野公民館	ホール	96㎡				有	有	有	有	有	有
牧田公民館	ホール	90㎡				有	有	有	有	有	有
石薬師公民館	ホール	129㎡				有	有	有	有	有	有
白子公民館	ホール	145㎡				有	有	有	有	有	有
稲生公民館	ホール	142㎡				有	有	有	有	有	有
飯野公民館	ホール	90㎡				有	有	有	有	有	有
河曲公民館	ホール	83㎡				有	有	有	有	有	有
箕田公民館	ホール	144㎡				有	有	有	有	有	有
玉垣公民館	ホール	159㎡				有	有	有	有	有	有
若松公民館	ホール	148㎡				有	有	有	有	有	有
合川公民館	ホール	79㎡				有	有	有	有	有	有
天名公民館	ホール	79㎡				有	有	有	有	有	有
栄公民館	ホール	130㎡				有	有	有	有	有	有
井田川公民館	ホール	132㎡				有	有	有	有	有	有

久間田公民館	ホール	109㎡		有	有	有	有	有	有
椿公民館	ホール	90㎡		有	有	有	有	有	有
深伊沢公民館	ホール	99㎡		有	有	有	有	有	有
鈴峰公民館	ホール	105㎡		有	有	有	有	有	有
庄内公民館	ホール	104㎡		有	有	有	有	有	有
神戸公民館	ホール	100㎡		有	有	有	有	有	有
旭が丘公民館	ホール	82㎡		有	有	有	有	有	有
住吉公民館	ホール	99㎡		有	有	有	有	有	有
長太公民館	ホール	122㎡		有	有	有	有	有	有
鼓ヶ浦公民館	ホール	120㎡		有	有	有	有	有	有
愛宕公民館	ホール	87㎡		有	有	有	有	有	有
一ノ宮公民館	ホール	93㎡		有	有	有	有	有	有
郡山公民館	ホール	115㎡		有	有	有	有	有	有
清和公民館	ホール	126㎡		有	有	有	有	有	有
ふれあいセン ター	和室（A）	46㎡	鈴鹿市ふれあいセン ター条例（平成6年	有	有	有	無	無	有
	大会議室	131㎡	鈴鹿市条例第3号） 別表に定める額	有	有	有	有	有	有
備考									
略									

議案第 2 1 7 8 号

鈴鹿市情報公開条例第 2 条第 2 項第 3 号の実施機関が別に定める機関を定める
告示等の廃止について

鈴鹿市情報公開条例第 2 条第 2 項第 3 号の実施機関が別に定める機関を定める告示
等を廃止する告示を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市情報公開条例第 2 条第 2 項第 3 号の実施機関が別に定める機関を定める
告示等を廃止する告示

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市情報公開条例第 2 条第 2 項第 3 号の実施機関が別に定める機関を定める告示等を廃止するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市情報公開条例第2条第2項第3号の実施機関が別に定める機関を定める
告示等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 鈴鹿市情報公開条例第2条第2項第3号の実施機関が別に定める機関を定める告示（平成14年鈴鹿市教育委員会告示第1号）
- (2) 鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱（平成29年鈴鹿市教育委員会告示第1号）
- (3) 鈴鹿市学校給食費等に関する要綱（令和4年鈴鹿市教育委員会告示第3号）
- (4) 鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱（令和4年鈴鹿市教育委員会告示第4号）

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程（平成１０年鈴鹿市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第３条関係）				別表（第３条関係）			
課等	事項	決裁権者	合議	課等	事項	決裁権者	合議
教育総務課	(１)～(１２) 略	略		教	(１)～(１２) 略	略	
	(１３)～(２０) 略	略		育	(１３) 職員の人件費の支出負担行為	課長	
教育政策課	(１)・(２) 略	略		総	(１４)～(２１) 略	略	
				務	(２２) 学校給食費等の額の決定	課長	
				課	(２３) 学校給食費等の減免の決定	課長	
					(２４) 学校給食費等の徴収	課長	
					(２５) 学校給食費等の督促状の発送	課長	
					(２６) 学校給食費等の納付催告	課長	
				教	(１)・(２) 略	略	
育	(３) 校長又は教育機関の長からの申出による教育施設（子ども政策部が補助執行するものを除く。以下同じ。）	課長		政	(３) 校長又は教育機関の長からの申出による教育施設（ <u>地域振興部</u> 、 <u>文化スポーツ部</u> 及び子ども政策部が補助執	課長	

		の軽微な改修等の承認			
		(4) 略	略		
		(5) 教育財産（子ども政策部が補助執行するものを除く。）の調査	課長		
学 校 教 育 課	(1)～(3)	略	略		
	(4)	<u>就学援助の認定</u>	課長		
	(5)	特別支援教育就学奨励費の <u>認定</u>	課長		
	(6)・(7)	略	略		
	(8)	日本スポーツ振興センターに <u>関する事務</u>	課長		
	(9)～(20)	略	略		
教 育 指 導 課	(1)～(22)	略	略	略	
	(23)～(33)	略	略	略	
略		略			
学 校	(1)～(5)	略	略		
	(6)～(8)	略	略	略	

		行するものを除く。以下同じ。）の軽微な改修等の承認			
		(4) 略	略		
		(5) 教育財産（ <u>地域振興部、文化スポーツ部及び子ども政策部が補助執行するものを除く。</u> ）の調査	課長		
学 校 教 育 課	(1)～(3)	略	略		
	(4)	<u>就学援助費の交付</u>	課長		
	(5)	特別支援教育就学奨励費の <u>交付</u>	課長		
	(6)・(7)	略	略		
	(8)	日本スポーツ振興センターの <u>医療費の支払</u>	課長		
	(9)～(20)	略	略		
教 育 指 導 課	(1)～(22)	略	略	略	
	(23)	<u>部活動費補助等の交付</u>	課長	略	
略	(24)～(34)	略	略	略	
略		略			
学 校	(1)～(5)	略	略		
	(6)	<u>1件10万円未満の支出負担行為</u>	校長		
	(7)～(9)	略	略	略	

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 8 0 号

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部改正について

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程（平成２８年鈴鹿市教育委員会訓令第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第３条関係）				別表（第３条関係）			
課	事項	決裁 権者	合議	課	事項	決裁 権者	合議
				地 域 協 働 課	（１） <u>鈴鹿市教育 委員会の教育長 への事務委任等 に関する規則第 １条各号に掲げ る事項</u>	副市 長	教育長 、教育 次長、 教育総 務課
					（２） <u>公民館運営 審議会の開催</u>	部長	
					（３） <u>公民館等の 事業の指導</u>	課長	
					（４） <u>公民館等の 事業報告の受理</u>	課長	
					（５） <u>公民館等施 設の軽微な模様 替の承認</u>	課長	
文 化 振 興	（１）・（２） 略	略	略	文 化 振 興	（１）・（２） 略	略	略
	（３） 生涯学習事 業に関する事務	課長		文 化 振 興	（３） 生涯学習事 業の企画運営	課長	
	（４） 略	略		文 化 振 興	（４） 略	略	

[illegible]

						(11) <u>郷土資料及び博物館資料の寄贈寄託</u>	課長	
						(12) <u>歴史公園の管理運営</u>	課長	
						(13) <u>考古博物館の企画運営</u>	出先 機関 の長	
						(14) <u>考古博物館の観覧料及び使用料の免除の決定</u>	出先 機関 の長	
						(15) <u>考古博物館関係団体との連絡調整</u>	出先 機関 の長	
					図 書 館	(1) <u>鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条各号に掲げる事項</u>	副市 長	教育長 、教育 次長、 教育総 務課
						(2) <u>図書館協議会の運営</u>	部長	
						(3) <u>特別整理期間日の決定</u>	部長	
						(4) <u>配本事業の運営</u>	課長	
						(5) <u>入館不適當者の決定</u>	課長	

					(6) <u>購買資料の 選択</u>	課長	
					(7) <u>廃棄資料の 決定</u>	課長	
					(8) <u>貸出しをし ない資料の決定</u>	課長	
					(9) <u>当日限りの 開館時間の変更</u>	課長	
					(10) <u>貸出カード の交付及び資料 の貸出し</u>	課長	
					(11) <u>未返却資料 の督促</u>	課長	
					(12) <u>複写利用の 許可</u>	課長	
					(13) <u>関係団体と の連絡調整</u>	課長	
					(14) <u>著作権許諾 申請の発送</u>	課長	
					(15) <u>館内で行う 諸行事の決定</u>	課長	
					(16) <u>寄贈図書 の採納</u>	課長	
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 2 1 8 1 号

鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部改正について
鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部を改正する訓令を
次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部を改正する訓令
(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部を改正する訓令
 鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程（平成２７年鈴鹿市教育委員会訓令第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第２条関係）				別表（第２条関係）			
会議等の 名称	開催の目的	構成 員数	所管課	会議等の 名称	開催の目的	構成 員数	所管課
				<u>金生水 沼沢植 物群落 保護増 殖事業 推進検 討会議</u>	<u>金生水沼沢植 物群落の保護 増殖及び活用 の推進を図る ための意見聴 取を行う。</u>	<u>８人 以内</u>	<u>文化ス ポーツ 部文化 財課</u>
				<u>鈴鹿市 文化財 保存活 用地域 計画協 議会</u>	<u>鈴鹿市文化財 保存活用地域 計画の作成及 び計画の運用 等に係る意見 聴取を行う。</u>	<u>１２人 以内</u>	<u>文化ス ポーツ 部文化 財課</u>
				<u>国史跡 伊勢国 府跡調 査指導 会議</u>	<u>国史跡伊勢国 府跡の調査実 施のための意 見聴取を行 う。</u>	<u>６人 以内</u>	<u>文化ス ポーツ 部文化 財課</u>
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 8 2 号

特別支援学級児童生徒通学に伴う付添人交通費助成に関する要綱の一部改正について

特別支援学級児童生徒通学に伴う付添人交通費助成に関する要綱の一部を改正する訓を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

特別支援学級児童生徒通学に伴う付添人交通費助成に関する要綱の一部を改正する訓

(別 紙)

提案理由

特別支援学級児童生徒通学に伴う付添人交通費助成に関する要綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

特別支援学級児童生徒通学に伴う付添人交通費助成に関する要綱の一部
を改正する訓

特別支援学級児童生徒通学に伴う付添人交通費助成に関する要綱（昭和49年鈴鹿市教育委員会訓第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(助成金の額) 第5条 助成金の額は、 <u>別に定めるものとする。</u>	(助成金の額) 第5条 助成金の額は、 <u>児童生徒が通学する場合に要する付添人の最も経済的な通常の経路、方法による付添いのための交通費の額の2分の1とし、一人当たり1か月5,000円を限度として助成するものとする。</u> <u>(助成金の返還)</u> 第6条 <u>偽り、その他の不正の行為によつて助成を受けたものがあるときは、教育委員会はその者から当該助成金の全額または一部を返還させることができるものとする。</u>

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

特別支援学級通学同行者助成申請書 年 月 日 (宛先) 住 所 鈴鹿市 申請者 (保護者) 次のとおり申請します。			
児童生徒名			申請者との続柄
生 年 月 日	年 月 日		
通 学 経 路	交通機関	付添人氏名	通 学 日 数
～			月 日から 月 日まで 日
～			
～			
～			
通 学 証 明 書 年 月 日から 月 日まで 日間 上記のとおり通学していることを証明します。 年 月 日 鈴鹿市立 学校長 印			

第 2 号様式（第 4 条関係）

特別支援学級通学同行者助成決定通知書

年 月 日

様

鈴鹿市教育委員会 印

次のとおり決定しましたから通知します。

- 1 児童生徒名
- 2 助成決定

附 則

この訓は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱の廃止について

鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱を廃止する訓を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日 提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱を廃止する訓

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱を廃止するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱を廃止する訓

鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱（平成 11 年鈴鹿市教育委員会訓第 1 号）は、
廃止する。

附 則

この訓は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドラインについて
鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドラインを次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン
(別 紙)

提案理由

鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドラインを定めるについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 1 号の規定により、この議案を提出する。

議案第 2 1 8 5 号

鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針の改定について

鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針(改定版)を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針（改定版）

（ 別 紙 ）

提案理由

鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針（改定版）を定めるについて、
鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 1 号の規定により、
この議案を提出する。

鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針（改定版）（案） に係る意見公募等の実施結果とその対応について

1 方針策定経過

(1) 市議会全員協議会

開催日：令和6年12月20日（金）

意見件数：10件

(2) 意見公募（パブリックコメント）

ア 対象：市内に在住・在勤・在学の方、本市に納税義務を有する方、本案に利害関係を有する方

イ 募集期間：令和7年1月20日（月）～令和7年2月20日（木）

ウ 閲覧場所：子ども政策課、総務課、地区市民センター、市ウェブサイト

エ 募集方法：子ども政策課、総務課、地区市民センターの窓口への持参
郵送、FAX、E-mail

オ 実施結果

（ア）意見提出者数：2人

（イ）意見数：3件

2 鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針（改定版）（案）

3 今後のスケジュール

令和7年3月中旬

正副議長説明

令和7年3月下旬

意見公募結果及び方針の公表

（鈴鹿市こども条例の議案の採決後）

鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針（改定版）（案）に対する市議会全員協議会での意見一覧について

■市議会全員協議会 令和6年12月20日（金）

NO.	ページ	意見等の概要	当日の回答	修正の有無
1	3	玉垣保育所・玉垣幼稚園の現状についてはどうなっているのか。	現時点ではゼロベースですが、今後も検討事項のひとつであると考えています。また、必要な修繕等については継続して実施します。	無
2	25	今回のアンケートは保護者のみに実施しているのか。変化するニーズを把握するのであれば、現在利用している保護者だけに行うのではなく、今後、将来的な保護者へ調査を行う予定はあるのか。	通所・通園中の保護者のみにアンケートを実施しました。ニーズ調査については、第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画においても、未就学児の保護者に対し無作為抽出によりアンケート調査を実施しており、今後も必要に応じて、ニーズを把握するための調査を行っていく考えです。	無
3	25	外国籍児童や医療的ケア児について、私立の方が手厚く運用していないか。	外国籍児童に対する運用に関しては、施設によってそのような施設もあると認識しており、公立だけで対応しているわけではないと考えておりますので、私立と協力しながら対応していきます。	無
4	26	26ページの3行目「一方で」の意味することはなにかあるのか。	運用面における記述と、施設面における記述をつなげるために、「一方で」という言葉を使っています。	無

5	25～28	公立施設の重要性に係る記載を厚くしているが、一方で、公民連携や民営化を視野に入れるというのは、どのような考えなのか。整合が取れないのではないか。	整備の手法を検討する際に、土地、建物、運営の3点において、全てを行政で行うのではなく、民間の手法を取り入れることを検討する考えです。また、公立施設の重要性について、公立施設が果たすべき役割を記載していますが、整備については、幅広い手法を検証し、公と民それぞれの良い部分を引き出しながら、検討を進めていく旨を記載しており、整合性について矛盾はないものと考えます。	無
6	25～28	1施設の集約とは、具体的にどのような考え方か。小学校の施設内に幼稚園を合併させるような考えはないのか。	現状においてすぐに集約は出来ず、まずは令和11年度を目的に集約が可能かどうかを検討します。幼稚園の複合化に関しては、学校施設ではなく、保育所との複合化を考えています。	無
7	25～28	公民連携のイメージが分かりにくい。連携の結果、それは公立となるのか、私立となるのか。	運用面において民営化が図られるならば、それは私立と考えます。	無
8	25～28	民営化については、新規事業者による参入も検討するのか。	まずは、鈴鹿私立保育連盟や鈴鹿市私立幼稚園協会との協議・連携を考えています。	無
9	25～28	民営化という方向性について、今後鈴鹿市はそれでいくということか。	現状ではすぐに対応できないものの、将来的には民営化の流れで考えています。	無
10	全体	私立も含めて就学前施設をどのように配置していくのか。都市計画の観点からも検討するべきではないか。	鈴鹿市都市マスタープランなども参考として、市内全体において、今後の配置や施設整備を検討していきます。	無

鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針（改定版）（案）に係る意見公募手続の結果一覧

- 募集期間 令和7年1月20日から7年2月20日まで
 ■提出者 2人 ※市に対する一般的な意見として取り扱うものは含まない。
 ■意見数 3件 ※市に対する一般的な意見として取り扱うものは含まない。

NO.	ページ	意見等	修正の有無	市の考え方
1	全般	近隣市町や全国的に、公立のこども園が増えています。実際、こども園（幼稚園）で預けていても親が仕事をはじめたときや産前産後や育休のときに転園せずに同じこども園（保育園）に通うことができたり、園児の数が増えることにより子どもたちの活動も広がったりとメリットがたくさん考えます。共働きが多い時代だからこそニーズがあると思います。鈴鹿市はどうしてこども園をつくる話が出てこないか疑問を感じます。	無	公立認定こども園の設置につきましては、老朽化等の理由により既存の公立保育所の建替えが必要となった際に、併せて周辺の公立幼稚園との複合化の検討も行い、可能な場合は認定こども園として整備する予定であり、本方針にもこの旨記載しています。 今後も、引き続き保護者ニーズの把握に努め、各就学前教育の利用者数の推移を注視しながら、国が示す新しい制度や本市における様々な状況も踏まえた上で、公立認定こども園の設置についての検討を続けます。また、既に認定こども園を運営している私立の就学前施設とも連携し、多様なニーズへ適切に対応することで、本市の教育・保育環境の充実に努めます。

NO.	ページ	意見等	修正の有無	市の考え方
2	3	「3年保育を3園で実施したことにより保護者ニーズには概ね応えることができている。」とありますが、これは市民のニーズに応えられていると言い切ることにはできないと考えます。実際 R2年度の再編で公立幼稚園が5園に集約されたことで、本当は公立幼稚園に通いたくても、地元や近辺になくなったので入園を諦めた家庭もあります。公立幼稚園のよさは地域に根差した教育、そして小学校に向けてギャップのない接続が持ち味ですが、簡単に廃園になり、実際に私が住む西部の市民は加佐登幼稚園が廃園になって不安を感じました。また、5 園の幼稚園で同時期に3歳保育を行わなかったため、年中からの神戸幼稚園や飯野幼稚園では入園児数が減少しています。さらに今後公立幼稚園の数が減ることになりかねないと危惧しています。早急にすべての公立幼稚園で3年保育を行ってほしいです。そうすることで保護者のニーズに応えることにつながるのではないのでしょうか。	有	公立幼稚園における3年保育については、前方針に基づき、まずは実施に向けた人員配置の最適化を図るため、地域の実情や児童数の推移、各施設の状態等を踏まえ、公立幼稚園の集約化を進めた上で、適正な実施時期や実施施設について検討を行ってまいりました。 そして、令和5年度に2園で開始し、令和6年度には実施施設を1園増やし、現在3園で運用しているところ です。 今後は、これまでの募集状況や事業効果等の検証を行い、引き続き保護者ニーズの把握にも努めながら、あらためて児童数の推移、各施設の状態等を勘案した上で、3年保育の実施について検討していくことから、「7(3)公立幼稚園の今後の方向性」において、この旨を示すよう修正します。
3	3 27 30	「保護者ニーズには概ね応えることができている」とあるが、3歳児の入園状況(出願状況)から見ると、逆に現在での3園では不足していることが分かるはずである。共働き、非正規雇用の保護者が増え3年保育の幼稚園へのニーズが高まっていることは理解されている様だが、現状では妥協して保育園に入れた or 仕方なく私立幼稚園に入れた(授業料は無償でも制服代や行事費などより負担が大きいと感じている)or かなり時間をかけて遠距離の園に通わせているパターンを数多く目にしている。預かり保育の実施だけではなく、3年保育も変化するニーズや制度への対応に備える＝早急に実現する必要がある。 やはり、鈴鹿市は面積の大きい市であり、既に公立幼稚園5園に集約した時点で不便を感じるころ、特に河曲、神戸、飯野、牧田地区は近年子育て世帯が増加しているにもかかわらず、3年保育が未だ実施されていないのが疑問。例えば石薬師や加佐登、一ノ宮から神戸幼稚園に通っている園児はいるが、さらにそこを越えて玉垣幼稚園に通わせることは不自然で非合理的である。現に神戸地区の3歳児が抽選で玉垣幼稚園に入り、落選した玉垣校区の子どもが、神戸の私立幼稚園に通う羽目になった例もあり、矛盾を感じる。		

鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正について

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則

鈴鹿市立幼稚園園則（平成２７年鈴鹿市教育委員会規則第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（学級） 第６条　１学級の幼児数は、原則として３５人以下とする。 ２　学級は、管理規則第２条に規定する学年の始まるの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとする。 <u>３　前項の規定にかかわらず、特別な事由があるときは、異なる年齢の幼児で編制することができる。</u>	（学級） 第６条　１学級の幼児数は、原則として３５人以下とする。 ２　学級は、管理規則第２条に規定する学年の始まるの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとする。<u>ただし、鈴鹿市立加佐登幼稚園及び鈴鹿市立栄幼稚園においては、異なる年齢の幼児を１学級に編制するものとする。</u>

附 則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

令和7年3月 教育委員会 定例会

報 告 事 項

令和7年3月17日

鈴鹿市教育委員会

学校再編準備委員会の進捗状況について

1 各部会の進捗状況

(1) 跡施設利用検討部会（第3回）

日 時：令和7年2月17日（月） 場 所：合川公民館

内 容：

1 令和7年度サウンディング型市場調査の実施に向けて

- ・実施スケジュールを提示

◇実施要領の公表 令和7年5月頃

◇提案書等の提出 令和7年7月上旬

◇結果の公表 令和7年9月中

- ・都市計画法（市街化調整区域の概要）について説明

《主な意見》

- ・サウンディング型市場調査を行うことで事業者が決定するということか。

→ どのような業種からニーズがあるか、調査結果は今後の検討における参考とするが、事業者が決定するわけではない。

(2) 学校運営部会（第4回）

日 時：令和7年2月17日（月） 場 所：合川小学校

内 容：

1 令和7年度の検討内容及び方法について

《主な意見》

- ・特色ある取組として低学年からの英語教育、「情報」の時間、地域学習などを検討していく。

(3) 総務部会（第6回）

日 時：令和7年3月4日（火） 場 所：合川小学校

内 容：

1 閉校式について（進捗状況の交流）

- ・3地区の現時点での取組についての情報共有（閉校記念リーフレット、閉校記念行事）

2 校歌・校章について

- ・「新たな小学校」の校名が決定することから、校歌、校章の作成時期及び作成方法について検討

《主な意見》

- ・閉校となる今の学校の校歌を大切にしてほしい。開校前に新しい校歌を覚えることは子どもの負担が大きい。

- ・新たな小学校の開校時に校歌、校章はあったほうがよい。令和 7 年度中に作成はするが開校時に披露するので良いのではないか。

2 今後の会議開催予定

(1) 代表者会議 (第 3 回)

日 時：令和 7 年 3 月 1 7 日 (月) 場 所：郡山公民館

(2) 総務部会 (第 7 回)

日 時：令和 7 年 4 月 2 1 日 (月) 場 所：合川小学校

中学生ピロリ菌検診実施について

学校教育課

1 2/18 第10回中学生ピロリ菌検診検討委員会について

(1) 1/31 令和6年度第5回(第33回)かかりつけ医のための勉強会(講演)

演題 : 『未来の胃がんを予防する中高生ピロリ菌検診』

～佐賀県の取り組みと国内の状況～

講師 : 佐賀大学医学部附属病院小児科 診療准教授 垣内 俊彦 先生

参加者: 医療関係者40名 市その他関係者6名 教育関係者10名

(2) 2/20 鈴鹿市学校医・養護教諭合同研修会における講演

演題 : 『ピロリ菌検診は鈴鹿市から胃がんを駆逐できるか』

講師 : 中学生ピロリ菌検査検討委員会 副委員長 吉村 平 先生

(3) 各機関の状況報告

① 鈴鹿市医師会

・令和6年度実施について、2次検査実施医療機関(委任状提出機関:38院)

② 鈴鹿市健康福祉部 地域医療推進課

・令和6年度2次検診では、擬陽性者17名のうち10名検診、陰性判定者2名

時 期	ピロリ菌検査の流れ
令和6年11月	・1次検査結果送付(陽性者には2次検査案内や受診券も送付)
令和6年12月～	・2次検査実施医療機関にて2次検査実施及び検査結果説明
令和7年 3月	・2次検査実施医療機関から市へ結果報告及び費用請求

・令和7年度に向けた事業の実施体制と、スケジュール

時 期	ピロリ菌検査の流れ
令和7年 4月	・地域医療推進課から対象者へ、案内及び検査キットを送付 ・各中学校(公立)の学校検尿日にピロリ検査尿を回収 ※私立中学校生徒分や公立中学校で回収日に提出できなかった生徒分は保健センターで回収
令和7年 7月	・1次検査結果送付(陽性者には2次検査案内等も送付)
令和7年 8月～	・2次検査実施医療機関にて2次検査実施

(4) 治療費助成の導入について

・鈴鹿市新年度予算要求中

・助成対象期間について今後検討

令和8年鈴鹿市二十歳のつどい 概要

- ◆目 的 大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする二十歳の方を、鈴鹿市を挙げて祝い励ます。
- ◆主 催 鈴鹿市・鈴鹿市教育委員会・令和8年鈴鹿市二十歳のつどい実行委員会
- ◆日 時 令和8年1月11日(日)14:00～15:00(受付 13:00～)
- ◆場 所 イスのサンケイホール鈴鹿(市民会館)
- ◆対象者 平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれの方
住民基本台帳 令和7年2月3日現在 1,855人(前回:184人減)
(男性 943人 女性 912人)
※令和7年11月1日現在で鈴鹿市に住民登録をしている方へ、12月上旬に案内状を送付。
- ◆開催案内&実行委員募集
広報すずか掲載(3/20号)
ポスター掲示(高等教育機関、文化施設、商業施設など)
鈴鹿市公式 LINE、鈴鹿市ウェブサイト

鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン

～教職員の共通理解を図るために～

令和7年3月

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン

～教職員の共通理解を図るために～

目 次

第1章 はじめに

1 「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン」策定の経緯	1
2 これまでの鈴鹿市の取組	3
3 一貫教育が求められる背景	4

第2章 鈴鹿市がめざす幼小中一貫教育

1 育てたい子どもの力	11
2 具体的な取組	13
（1）確かな学力の育成	13
（2）連続した児童生徒理解、生徒指導等	15
（3）特色あるカリキュラム	18
（4）一貫教育を支える取組	20

第3章 一貫教育をより効果的に進めるために

1 一貫教育制度の類型	22
（1）義務教育学校	22
（2）小中一貫型小・中学校（併設型小・中学校）	22
（3）小中一貫型小・中学校（連携型小・中学校）	23
2 義務教育学校の特徴から考えられる取組	24
（1）独自教科等の創設	24
（2）学年段階の区切り	24
（3）フレキシブルな校舎・教室環境	26
（4）義務教育学校におけるランドデザイン（イメージ）	27
3 今後の見通し	28

参考資料	29
------	----

第1章 はじめに

1 「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン」策定の経緯

社会が急激に変化し、将来の予測が困難と言われる今、グローバル化やデジタル化が加速し、学校における子どもたちのニーズや、家庭・地域が学校に期待することも多様化、複雑化しており、学校環境は大きく変化している。

鈴鹿市教育委員会は、令和5年12月に「天栄中学校区における学校再編計画」を策定した。これは、少子化に伴う学校の小規模化に起因する様々な教育的課題の解消と、学校教育を取り巻く社会環境の変化を受け止め、持続可能な未来を創っていく力を身に付けることができる、新たな教育環境を創造するため、9年間の教育課程を見据えた「義務教育学校」の設置に向けた考え方を示したものである。

天栄中学校区における
学校再編計画

令和5年12月
鈴鹿市教育委員会

この計画において、小中一貫教育に関する国の動向を踏まえ、天栄中学校区に義務教育学校を設置する意義とともに、令和6年度を目途に、小中一貫教育の実施に当たっての基本的な考え方を「小中一貫教育ビジョン」として策定すると示している。

また、一貫教育については、令和6年度から新しくスタートした「鈴鹿市総合計画2031」及び「鈴鹿市教育振興基本計画」においても位置付けている。一定規模の集団が確保された、適正な学校規模での教育環境を整えることをめざして、学校再編に取り組むことや、幼稚園入園から中学校卒業までの連続する育ちを踏まえた教育活動の展開をめざして、「小中一貫教育ビジョン」の策定や教育内容の整備を行うことを、主な取組内容として挙げている。

これらを受けて、これまで本市が取り組んできた幼小中連携教育を振り返るとともに、子どもたちを取り巻く現状を踏まえ、今後全市的に推進する幼小中一貫教育の方向性と、具体的な取組案について整理した。

加えて、一貫教育をより効果的に進める観点から、一貫教育制度についてもまとめ、義務教育学校の特徴を踏まえた教育活動や今後検討が必要な点について、イメージ図で示した。

以上の内容について、市内の教職員が共通理解を図り、鈴鹿市全体で取り組んでいくために、「小中一貫教育ビジョン」を「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン」として取りまとめ、今後の鈴鹿市の教育の方向性を示す。

【本冊と、「鈴鹿市総合計画2031」及び「鈴鹿市教育振興基本計画」との関係】

鈴鹿市総合計画2031



ビジョン1 子どもが輝き 人と文化を育むまち

⇒ みんなの目標1-2 子どもが楽しく安全で安心して学べる環境が整っている。

⇒ 基本施策121～126

↓ 推進プラン

鈴鹿市教育振興基本計画



【教育大綱】

めざす子どもの姿

人とつながり自ら豊かな未来を切り拓く鈴鹿の子ども

基本理念

誰もが輝きウェルビーイングが高まる鈴鹿の教育

基本目標

- (1) Society5.0 で活躍する力を育むため、教育DXを推進します
- (2) 家庭や地域とともにある学校づくりを推進します
- (3) 安全で安心できる学びの教育環境を整備します



施策の基本的方向（成果指標）

基本事業

1-5 就学前からの一貫した学びの充実

「小中一貫教育ビジョン」の策定

基本事業を支える取組

- (1) 非認知能力の育成 (2) 教職員の働き方改革の推進

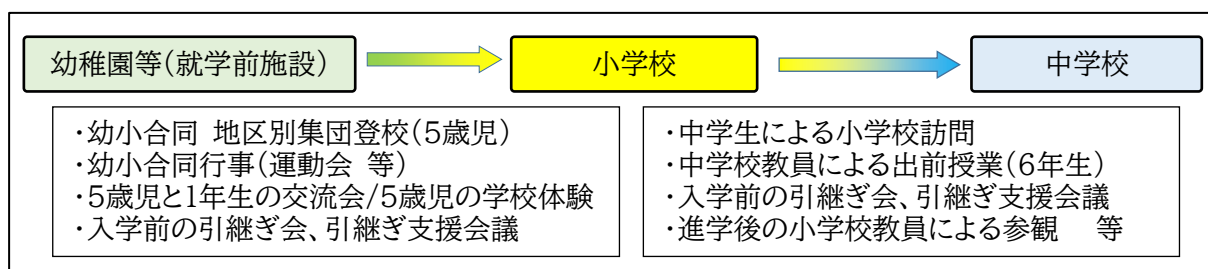
鈴鹿市幼小中一貫
教育ガイドライン

令和7年3月
鈴鹿市教育委員会

なお、本冊「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン」で整理する
具体的な取組の内容は、全ての基本事業に関連するものである。

2 これまでの鈴鹿市の取組

鈴鹿市においては、就学や進学時の円滑な接続をめざして、情報交換や交流を行う幼小中連携教育に力を入れて取組を進めてきた。



幼稚園等から小学校への接続に関しては、学校園によって多少異なるが、幼稚園の5歳児と小学生との集団登校、運動会の合同開催など、学校全体の取組をはじめ、5歳児と小学1年生の交流会など、小学校入学時に少しでも小学校生活に慣れやすいような取組が行われている。

1月から3月にかけては、支援が必要な子どもの保護者を交えた引継ぎ支援会議をはじめ、就学に当たって参考になる情報も含めた引継ぎ会を行っている。この引継ぎについては、公立幼稚園に限らず、入学児童が在籍する就学前教育・保育施設にも依頼し、必要な情報が確実に引き継がれるよう努めている。

小学校から中学校への接続に関しても、中学校の文化祭をオンラインで小学校に配信したり、長期休業中の小学校での学習会に中学生が手伝いに行ったり、職業体験で小学校に来た中学生が、6年生に中学校生活を紹介したりするなどの取組を行っている学校がある。

また、中学校教員が6年生に対して出前授業を行い、中学校での教科学習の模擬授業を実施したり、児童からの中学校生活に関する質問に答えたりする機会をもっている。この取組は3学期に行われることが多く、卒業と進学に関する子どもたちの不安が、払拭されることが期待される。

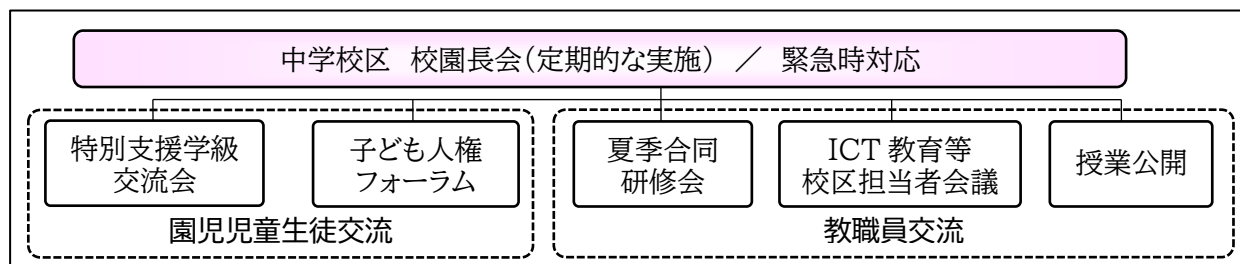
また、小学校入学時と同様に、引継ぎ会を行い、中学校での円滑なスタートに資するよう努めている。

これらの取組により、子どもの情報や保護者の思いなどが、進学先に引き継がれる。進学先では入学前から必要な準備を行ったり、場合によっては保護者面談を行ったりするなどして、子どもたちが新たな環境で、安心して新生活をスタートできる一助となっている。

更に、市全体で取り入れている協働型コミュニティ・スクール¹によって、学校・保護者・地域が教育課題を共有・協議し、それぞれの立場で解決に向けて主体的に取り組んでいる。

¹ 地域と共にある学校づくりをめざして、学校と保護者、地域が協働で取り組む仕組みのこと。学校の運営やその支援について協議する「学校運営協議会」を設置している。

また、児童生徒同士の交流や教職員の連携を強化するために、鈴鹿市においては、中学校区単位での連携にも力を入れている。



児童生徒の交流機会の例としては、各校の特別支援学級の交流会がある。特に3学期の合同卒業生を送る会に向けては、以前はステージ発表の練習をしていたが、コロナ禍を経て、交流会の実施形態が変わってきてからは、各校の動画発表を見合ったり、卒業生へのプレゼントやメッセージを贈ったりしながら交流を深めている。

子ども人権フォーラムでは、各校からの代表者が集まり「差別をなくすため」「いじめをなくすため」などのテーマに沿って、自分の経験などを語ったり、各校で話し合ってきたことを基に協議したりしている。

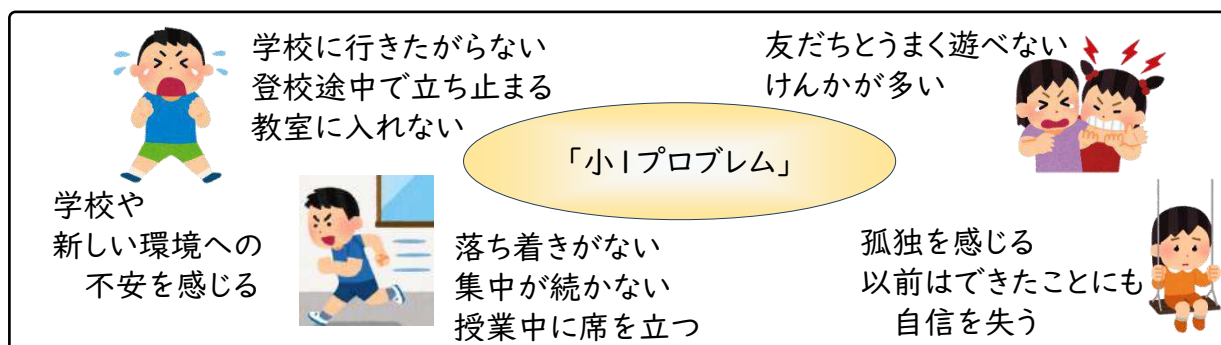
教職員交流としては、定期的に校区の合同研修会等を行っている。特に夏の連携ウィークでは、学力、生徒指導、特別支援教育、ICT教育、不登校対策など、テーマに分かれて分科会をもち、中学校区の課題を洗い出すとともに、各校の取組を共有することが行われている。

不登校や ICT 教育、特別支援教育などの各担当者会についても、中学校区ごとに分かれて、共通の取組を実施するなど、連携を深める取組を継続している。

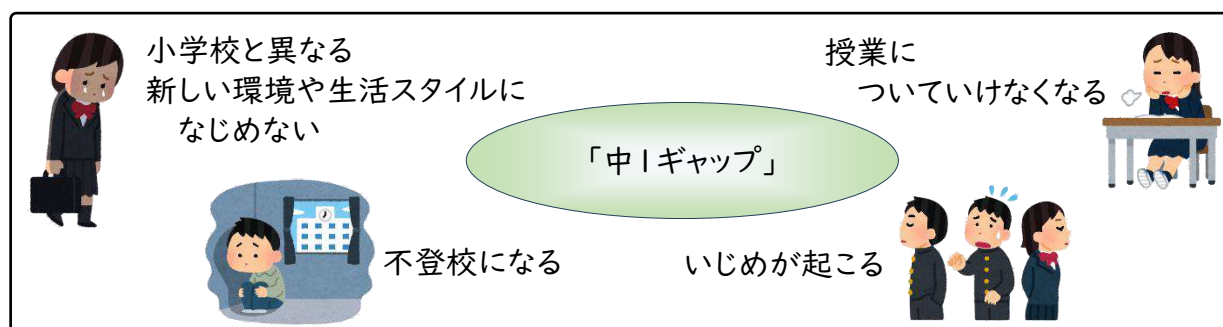
更に、中学校区ごとに授業公開を行い、異校種の保育・授業を参観することで、系統的な教育につながるように取り組んでいる。

3 一貫教育が求められる背景

このように、鈴鹿市は、進学時の円滑な接続をめざし、中学校区単位での幼小中連携教育に力を入れてきた。しかし、全国的な傾向と同様、小学校入学時にいわゆる「小1プロブレム」と呼ばれる児童の不安定な行動が見られるケースがある。



同様に、中学校入学時にも、環境の変化に適応できず、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる生徒の姿が見られることがある。



令和6年10月末に文部科学省が公表した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によると、不登校²の小中学生が令和5年度に過去最高の34万人を超えとなった。本市においても、長期欠席児童生徒数³、不登校児童生徒数はともに増加傾向にある。

また、いじめ事案認知件数についても、文部科学省の同調査では、認知した件数が令和5年度に過去最高となった。本市においては、中学校で令和5年度の数値が前年度より若干減少したものの、小学校との合計では、大きく増加している。

更に、本市の外国人児童生徒数は令和6年12月現在800人を超え、依然増加傾向にある。この中で、日本語指導が必要な児童生徒は、在籍する外国人児童生徒のおよそ半分を占める。長く日本の学校に通い、日常的な会話は不自由なくできても、通常学級における教科学習では学習言語の理解が難しかったり、自分の考えを日本語でも母国語でも表現できなかったりするなど、学習面で困難を示す児童生徒もいる。

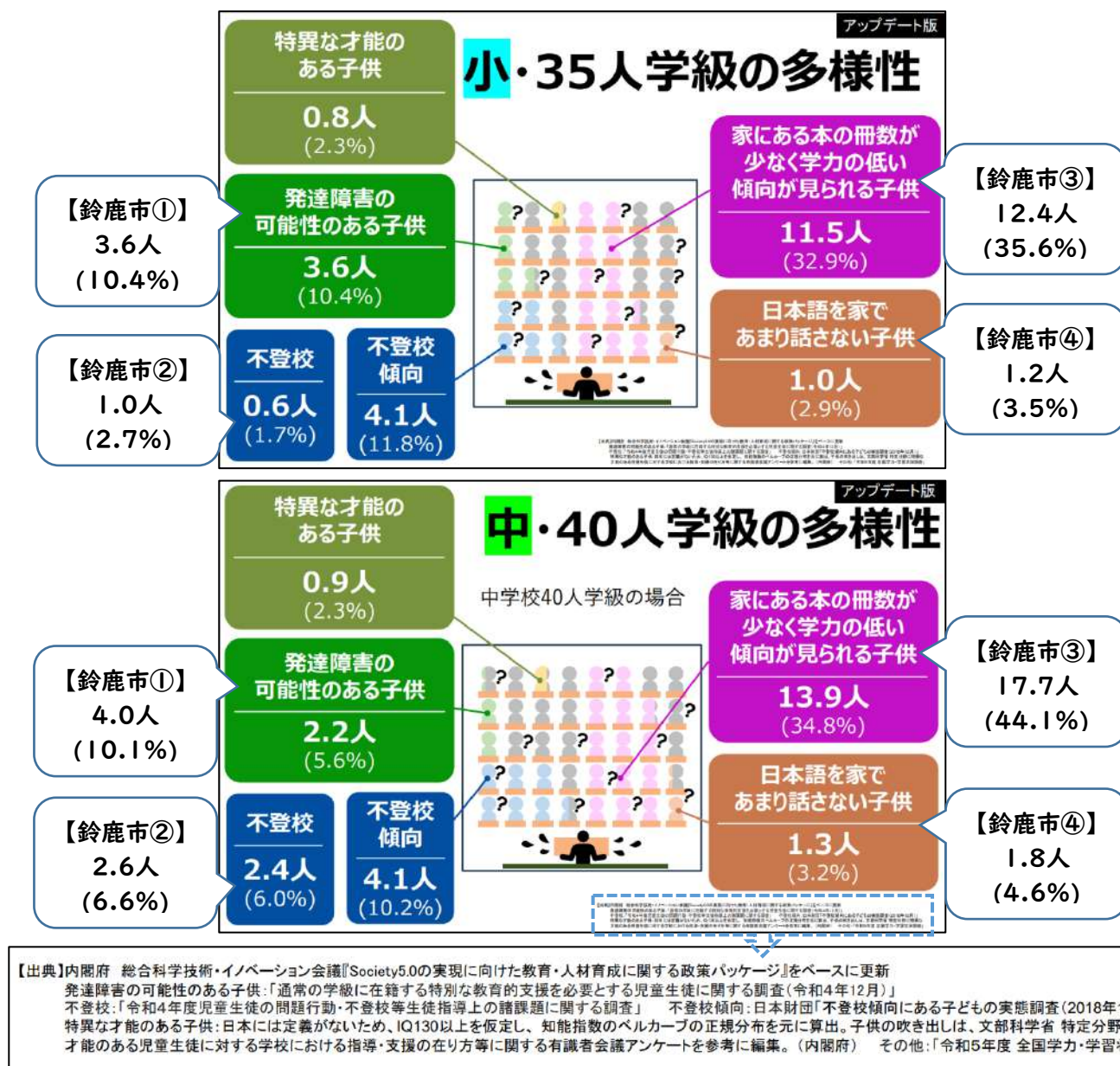
加えて、市内の小中学校で、通常学級に在籍する児童生徒、通級指導教室に通う児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、「個別の指導計画⁴」を作成している人数についても、小学校の通常学級に在籍する児童生徒を除いて、ほぼ増加傾向である。しかし、小学校の通常学級に在籍する支援が必要な児童が減少しているというわけではなく、小学校段階で支援が必要とされた児童が、通級指導教室を利用したり、特別支援学級に転籍したりするケースがあるためだと考えられる。

² 文部科学省調査では、「不登校」を何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）としている。

³ 文部科学省は、長期欠席者として年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数について、病気・経済的理由・不登校・その他の理由別に調査している。

⁴ 支援が必要な児童生徒について、短期目標や具体的な手立てとその評価について作成するもの。生活面・社会面・学習面・運動面について、児童生徒の困り感やニーズ、具体的な支援の手立て（合理的配慮を含む）、手立ての評価・考察などを記録できる構成となっている。

また、学校においては、同じ教室の中で、多様なニーズを有する子どもたちが共に生活をしている。



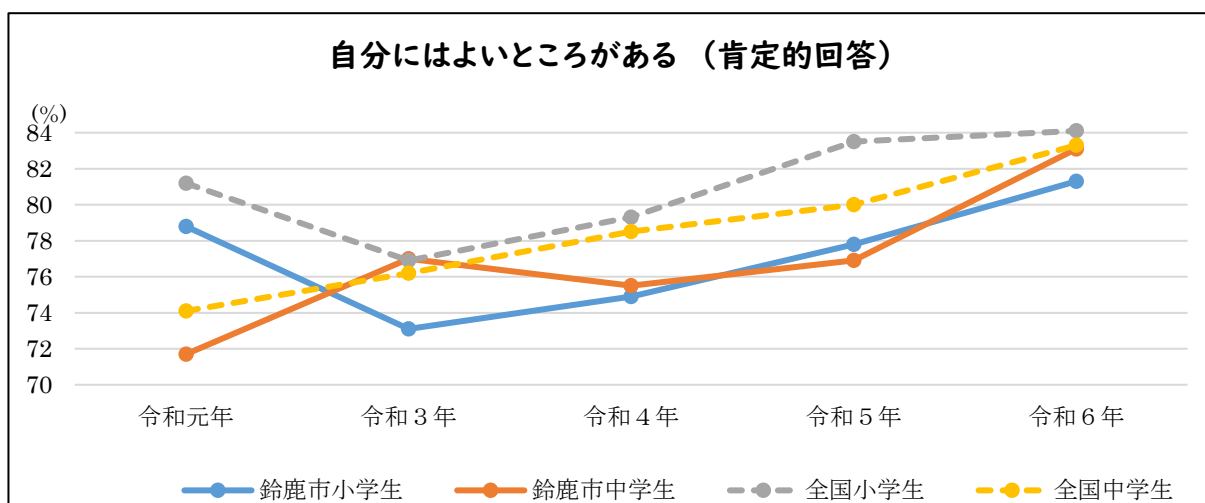
【資料出典:文部科学省初等中等教育局 学校デジタル化プロジェクトリーダー 武藤久慶氏

作成資料「なぜ令和の教育改革なのか GIGA スクール構想なのか??」令和5年12月】

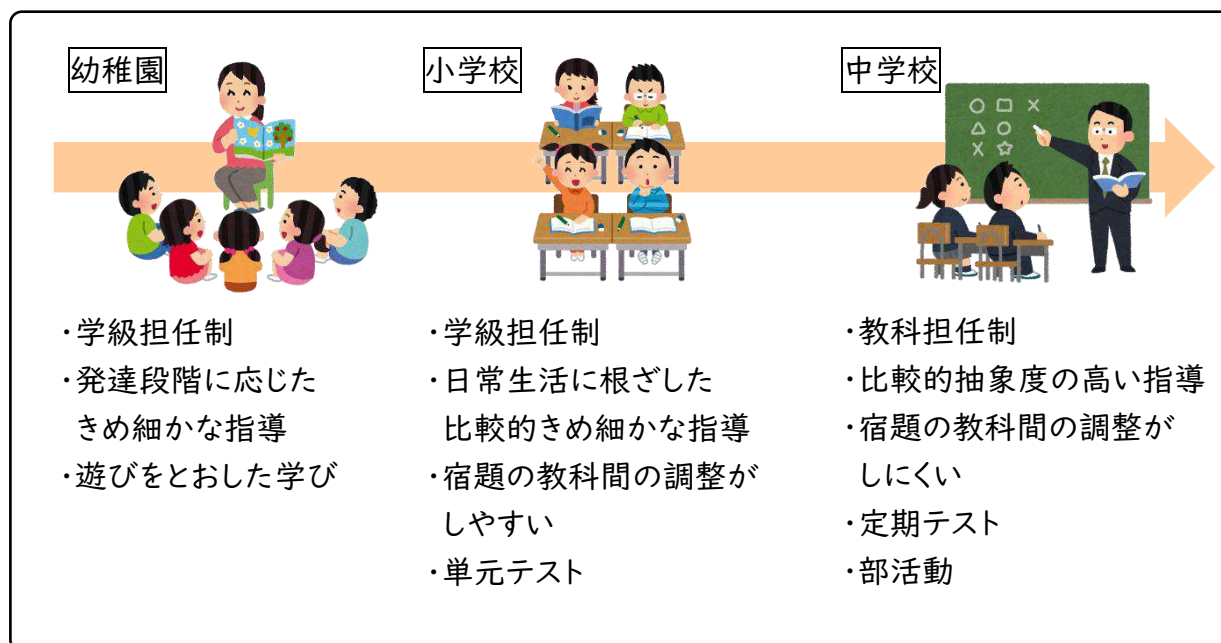
※鈴鹿市の参考数値

- ①発達障害の可能性のある子供:通常学級に在籍する児童生徒のうち、「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合(令和6年度)。
- ②不登校:文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)
- ③家にある本の冊数が少なく学力の低い傾向が見られる子供:家にある本の冊数と正答率の間には相関があるという分析を踏まえ、令和6年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙「あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか(雑誌、新聞、教科書は除く)」に、「0~10冊」又は「11~25冊」と回答した児童生徒の割合。
- ④日本語を家であまり話さない子ども:令和3年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙「あなたは、家でどれくらい日本語を話しますか」に、「全く話さない」「ときどき話す」と回答した児童生徒の割合。

更に、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙から、自己肯定感に関して「自分にはよいところがあるか」という設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的回答をした児童生徒の割合を見ると、上昇傾向であるものの、全国平均には届いていない。

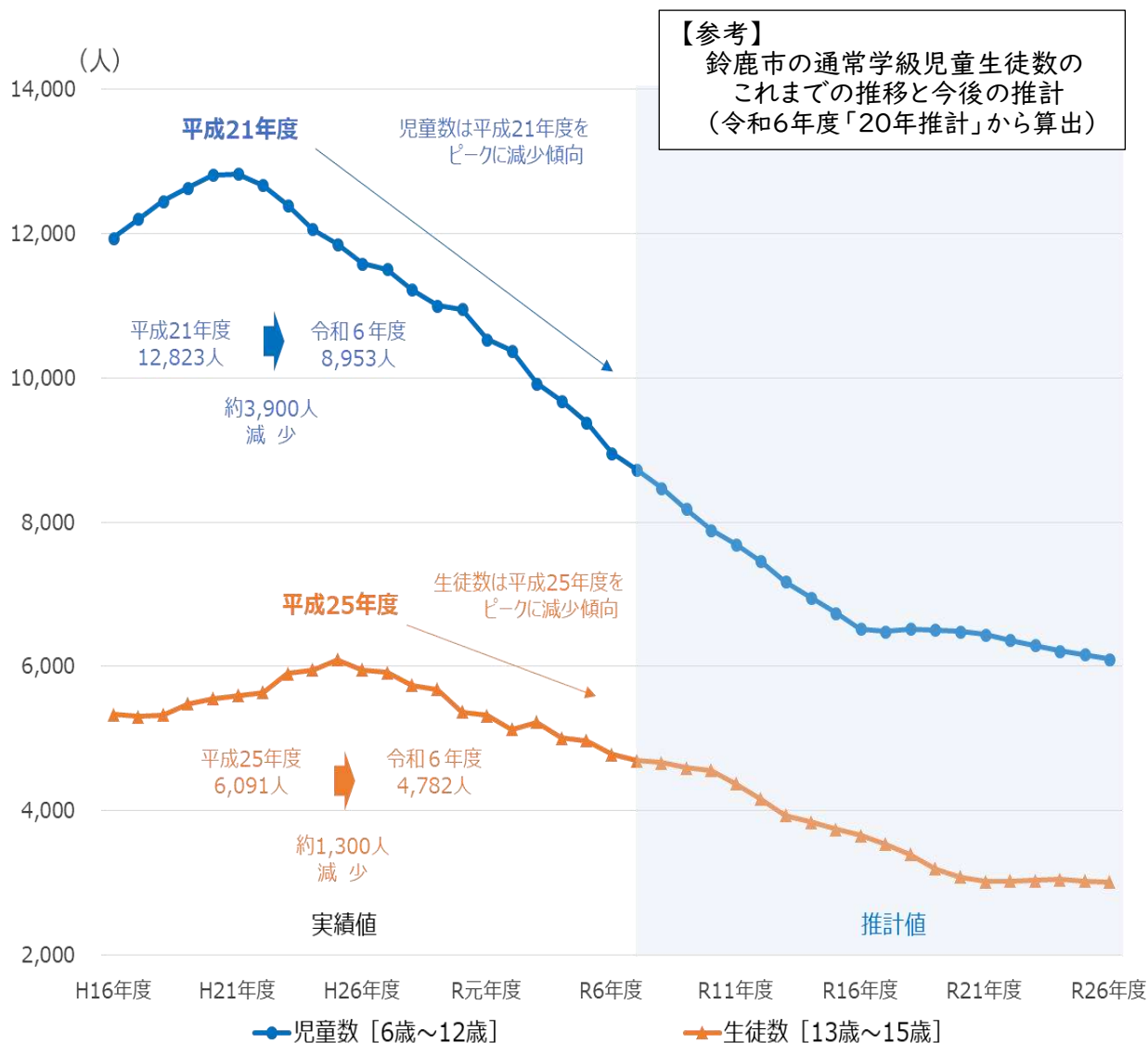


一方、幼稚園と小学校、小学校と中学校の段階には、指導体制、指導方法、家庭学習、評価方法、生徒指導の手法等に差異がある。



これらの違いを教職員が互いに理解し合い、それぞれの段階だけでなく小中学校9年間、幼稚園も含めて最大12年間で子どもたちを育てるという意識改革を図ることが必要である。これにより、学習面及び生活面の両面で教育効果を上げていくことが期待される。

また、少子化の波は本市にも全国的な傾向と同様に押し寄せている。鈴鹿市の児童生徒数の20年推計によると、小中学校ともに減少傾向にある。

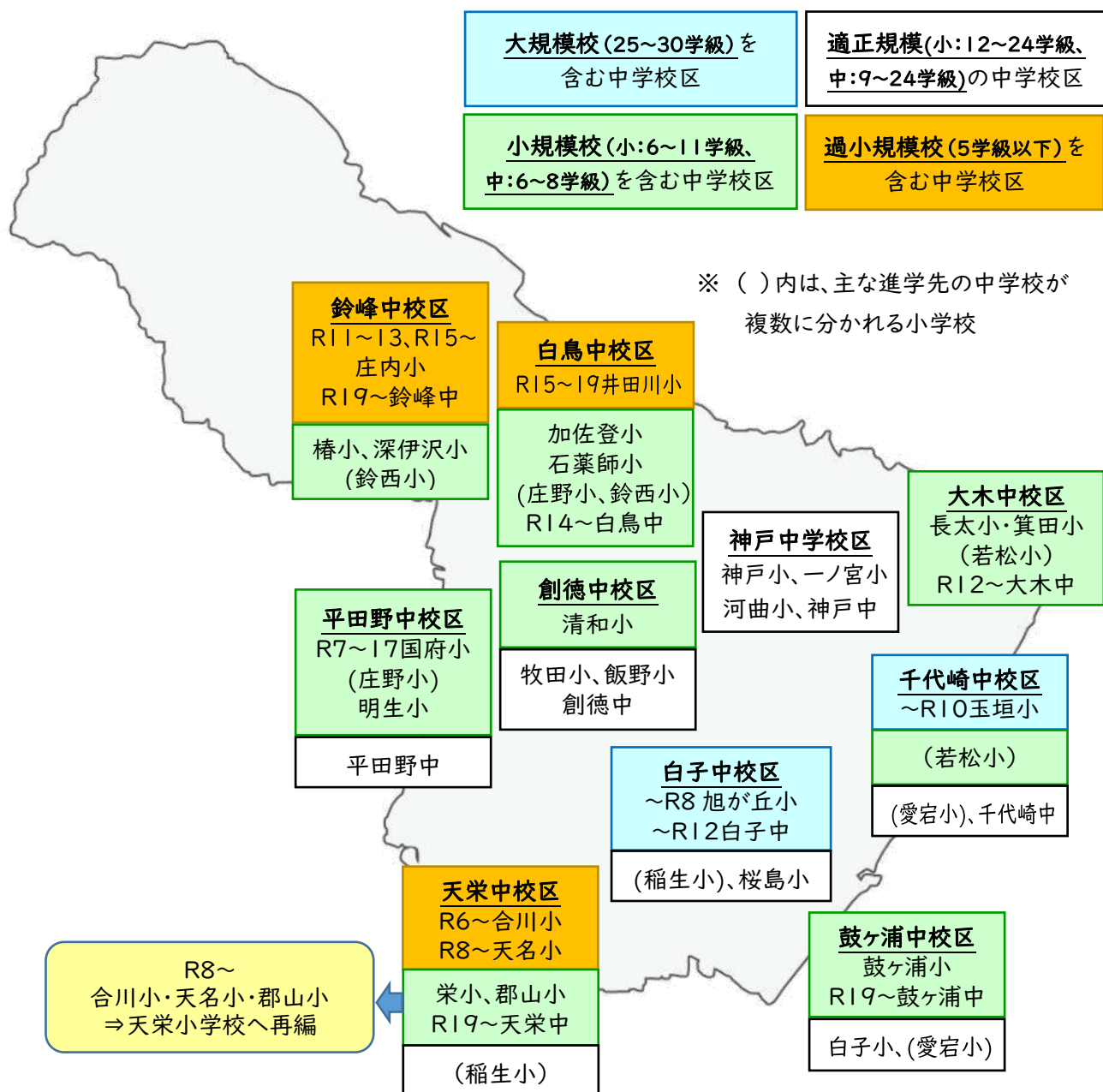


これを更に、中学校区ごとに見てみると、次ページのような傾向が見られる。

これらを基にすると、鈴鹿市全体として児童生徒数は減少傾向であるが、その状況には地域によって差が見られる。市内40校中、今後20年間で適正規模を保ち続けるのは13校であり、現在大規模校である3校についても、令和8年度から12年度にかけて次第に減少していく見込みである。

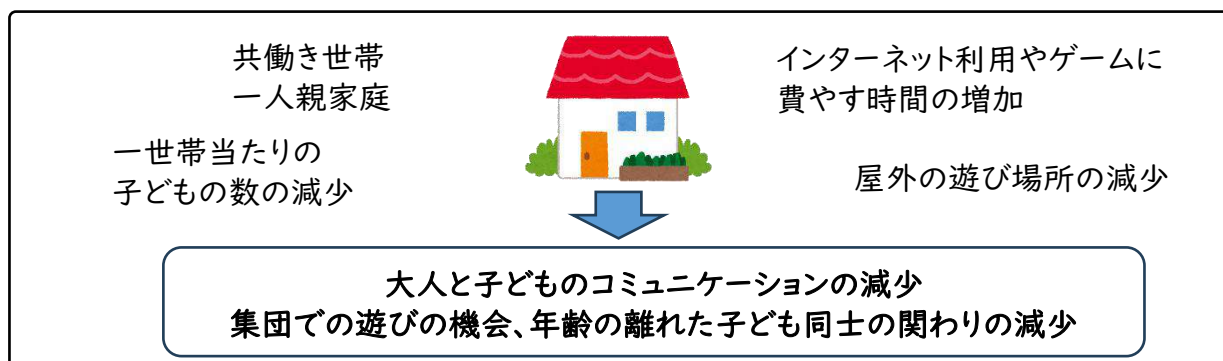
既に令和6年度に複式学級が発生した合川小学校は、令和8年度に天名小学校、郡山小学校との再編が決まっている。今後は、鈴峰中学校区や白鳥中学校区においても、複式学級の発生が予想されるため、これまで以上に、学校単位ではなく、中学校区単位による組織的な取組が求められる。

【 中学校区別 児童生徒数の様子 】



【参考】令和6年度(2024年度)児童生徒数・学級数の推計(20年推計)
鈴鹿市教育委員会事務局作成

加えて、家庭や地域へ視点を移すと、次のような現象が見みられる。



学校がこれらの役割を全て担うことは困難だが、地域社会の変化に伴い、子どもたちの集団教育の場である学校への期待は大きい。

以上のことから、

- (1) 学習面では、教育内容や学習活動の質的・量的充実に対応し、幼稚園、小学校、中学校の教員が連携して、児童生徒のつまずきやすい学習内容について、長期的な視点に立ったきめ細かな指導などの工夫に取り組むことの重要性が増していること。
 - (2) いわゆる「小1プロブレム」「中1ギャップ」は接続面だけの課題ではなく、接続期以前から潜在していると考えられるため、幼稚園から中学校まで全体を俯瞰した取組が必要であること。
 - (3) 様々な課題は、一人ひとりの教員の努力、学年単位での努力、学校単位の努力だけでは、十分な対応が困難であり、中学校区単位での取組を充実させることが必要であること。
 - (4) 鈴鹿市の全小中学校が導入しているコミュニティ・スクールの仕組みを生かし、地域と連携した取組の更なる充実が必要であること。
 - (5) 子どもたちの状況は、鈴鹿市内であってもエリアごとに違いがあるため、中学校区を単位として、地域の実情や特色を生かした取組を展開していくことが求められること。
- 等が考えられる。

これらの実現のためには、それぞれの校種種ごとの取組や「連携」にとどまることなく、就学前から中学校卒業までの一貫教育により、長期的・系統的な教育の展開が求められていると言える。

第2章 鈴鹿市がめざす幼小中一貫教育

1 育てたい子どもの力

中央教育審議会による答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」を参考に、これまでの学校教育を振り返ってみると、これまでの日本型学校教育においては、教育の機会均等を保障し、高い学力を育ててきた点で世界的にも評価されている。また、学習だけでなく、給食指導や清掃指導、クラブ活動などの課外活動等を通して、全人的な教育⁵を行ってきた点も評価されている。更に、大混雑する駅のホームで並ぶ姿や、大震災の際にも順に物資を受け取る姿から、規範意識の高さも注目されている。

一方、言われたことをそのとおりにできる力はあるものの、受け身である点是指摘されている。また、「みんなと同じことを、同じように」と要求される場面もあり、「同調圧力」を感じる子どもの増加も指摘されている。このことが、多様化が進む社会の変化の中で、生きづらさやいじめなどにつながっているのではないかという課題意識である。

更に、現在は将来の予測が困難な VUCA の時代⁶とも言われている。コロナ禍においては、全国一斉臨時休業により、これまで当たり前だった「学校に通う」ということができなくなった。

鈴鹿市においても、家庭での過ごし方について不安であるという保護者からの声を受け、学校は急遽、家庭学習用のプリントを作成し、配付するなどの対応に追われた。このことから、子どもたちが自分で課題を見つけて学習する力の弱さが浮き彫りになった。

これからの社会を力強く生き抜いていくためには、鈴鹿市の子どもたちに主体的に学ぶ力、自分で考えて生きていく力を育む必要があることから、

「自ら学ぶ子ども～自律した学習者～」の育成に注力することとする。

学力向上、不登校、いじめ等、本市の課題に対しては、学校園は誠心誠意、取組を重ねてきた。しかしながら、時代の変化とともに、家庭や地域の状況も大きく変化し、教育に関わる課題も多様化、複雑化している。これらの課題を根本から改善していくためには、将来社会の担い手となる、今の子どもたちの主体性を育み、30年後の鈴鹿市を変えていくという長期的な視野で取り組むことが必要である。

具体的には、「自ら学ぶ子ども」の育成という共通目標を踏まえ、中学校区で具体的な子どもの実態や、特に育成したい力を共有し、9年間プラス就学前3年間の系統的な教育課程を編成する。小中学校の各教科については、系統的に編修されている教科書を軸にすること

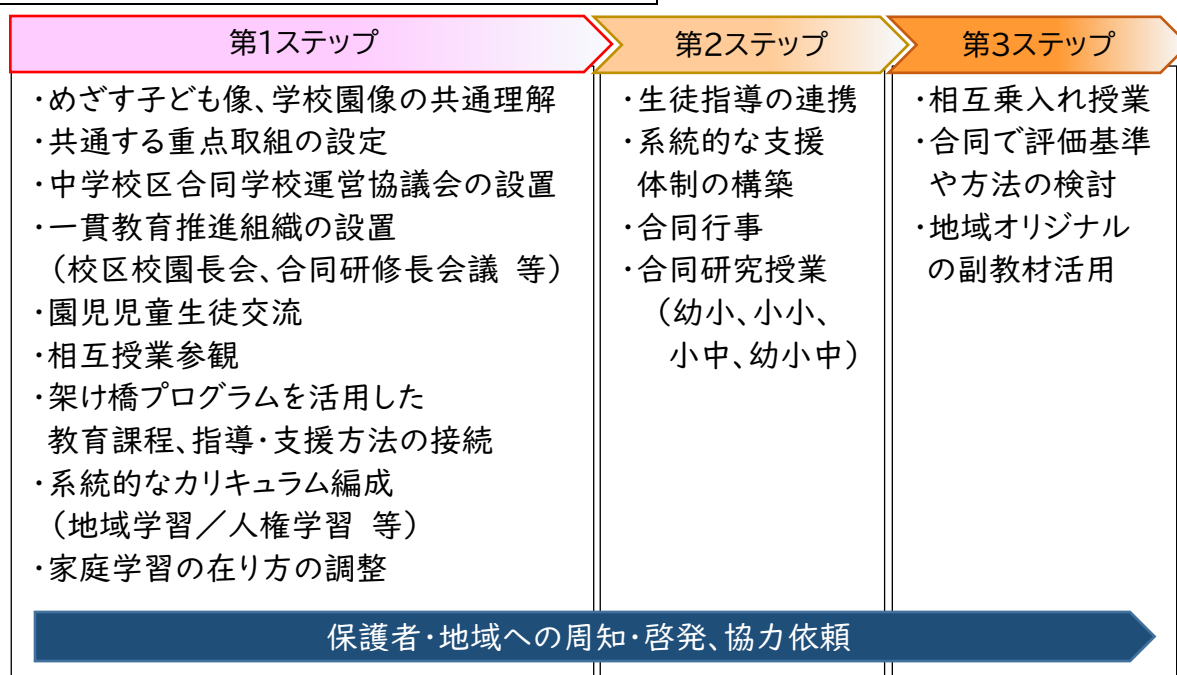
⁵ 知識・技能のみに偏らせることなく、特別活動の時間をはじめとして子どもたちの自治的な能力や自主的な態度、人間関係の構築、規範意識等の育成を視野に入れた教育。

⁶ Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字を取った言葉。将来の予測が極めて困難な社会状況であることを意味する。

で、ある程度順序だてた学習が可能である。

一方、総合的な学習の時間に取り組むことが多い、地域学習、人権学習、環境学習などは、子どもたちの現状や地域の実情を踏まえながら計画を立てるが、同じ内容を複数学年で扱ったり、反対に扱わないテーマがあったりする場合がある。中学校卒業時に身に付けさせたい力を踏まえて、計画的、系統的なカリキュラムを組むことも大切である。

幼小中一貫教育を導入していく取組内容の段階



これらの一貫教育については、「鈴鹿市総合計画2031」「鈴鹿市教育振興基本計画」の計画期間である令和13(2031)年度末までに、全ての中学校区での実施をめざすが、校区の見直しの必要性がある地域もあり、市内一斉に取り組み始めることは困難な面もある。したがって、児童生徒数の減少が顕著な中学校区や校区の見直しが特に必要ない中学校区から取組をはじめ、従来の「幼小中連携教育」を徐々に「幼小中一貫教育」に移行させていくこととする。

幼小中一貫教育を導入していく中学校区のグループ

第1グループ	第2グループ	第3グループ
天栄中学校区 ※ 鈴峰中学校区 白鳥中学校区 複式学級が発生 又は 今後発生する見込みがあ る学校を含む中学校区	平田野中学校区 創徳中学校区 神戸中学校区 白子中学校区 ※ 20年推計において、適正 規模 又は 小規模を保ち 続ける中学校区	大木中学校区 千代崎中学校区 鼓ヶ浦中学校区 2つの中学校区校園長会 に参加する小学校を含む 中学校区

(※ 白子中学校区及び天栄中学校区の校園長会の双方に、稲生小学校が参加している。)

これらのグループは、現状を踏まえたものである。第1グループは、児童生徒数の減少が顕著であることから、早急に幼小中一貫教育の導入を進めたい。第2グループは、しばらく適正規模及び小規模を保ち、かつ公立幼稚園がどの中学校区にも含まれることから、特に就学前教育・保育施設との一貫性も視野に入れた取組を推進する。第3グループは校区の見直しの可能性があるが、現状の校区で取組が可能な内容から、順次始めていくこととする。

なお、1つの小学校から2つの中学校に進学するケースは、どの校区でも見られるが、その中でも、2つの中学校区校園長会に参加している若松小学校、愛宕小学校を含む中学校区を第3グループとした。稲生小学校についても同様に白子中学校区と天栄中学校区に参加しているが、天栄中学校区は取組を急ぐ第1グループとしているため、白子中学校区は第2グループとした。どの中学校区においても、接続に配慮しながら取組を進めることとする。

2 具体的な取組

(1) 確かな学力の育成

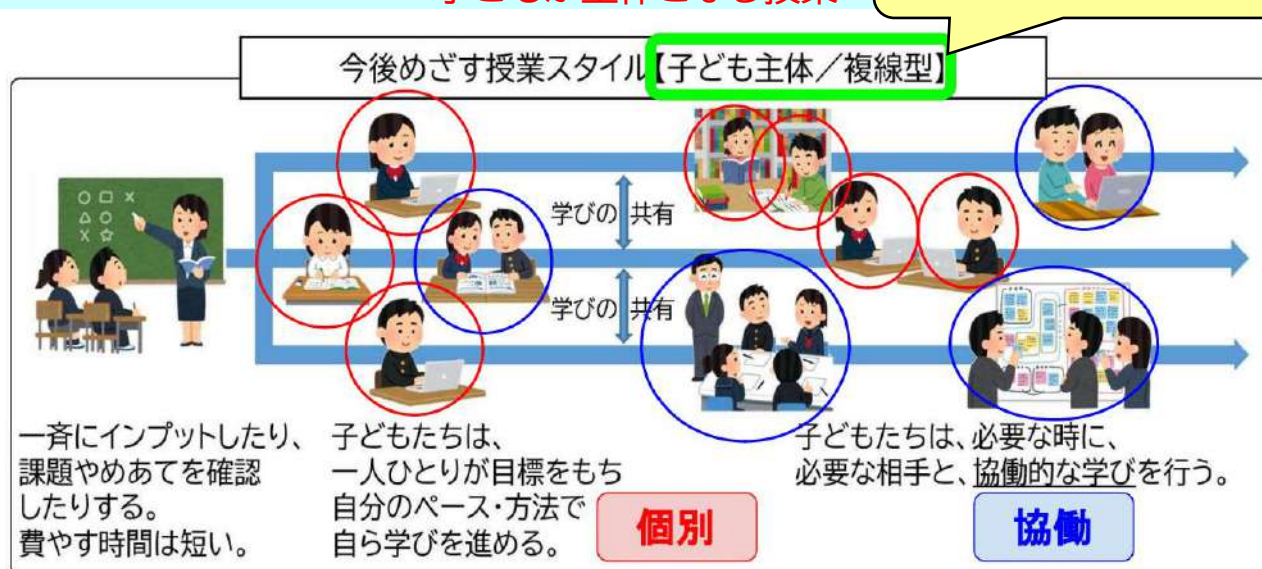
主体的に学ぶ力の育成 ～自ら学ぶ子ども「自律した学習者」～

これまでの日本型学校教育の良さ  GIGA スクール構想／1人1台端末の活用

一斉指導のみの授業からの脱却

子どもが主体となる授業

例)主に思考力・判断力・表現力を育成する場面



東京学芸大学 高橋 純教授の資料を参考に作成

現行の学習指導要領では、これからの時代に求められる力を育むために必要な学習として、「主体的・対話的で深い学び」が示されている。この学びを実現するために、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」が示された。GIGA スクール構想により配備された

1人1台端末も効果的に活用しながら、個に応じた指導と、多様な他者との関わりを通して、よりよい学びを創り出すために、学び合い、高め合う関係性を大切にすることが求められている。これらを具体的に実現する例として、これまでの一斉授業に偏りがちな、教師主導の授業スタイルを見直し、自分で課題を見つけ、学び方を選択し、他者との協働により学びを深める学習の導入を積極的に進める。

「情報活用能力」の育成

現在は、情報があふれる時代であり、子どもたちはインターネット等を通して、手軽に必要な情報を入手することができる環境にある。同時に、望ましくない情報に接する機会も多い。子どもたちには、情報を適切に見極め、必要な情報を選択し、自分の考えを形成していくなどの力を育む必要がある。

また、GIGAスクール構想により配備された1人1台端末により、学習方法も変化している。1人1台端末を鉛筆やノート等の文房具のように活用することで、個別最適な学びや、協働的な学びを促進し、深い学びにつなげていくことが求められる。

そのため、鈴鹿市では「情報活用能力体系表」を作成し活用してきたが、より計画的、系統的に情報活用能力を身に付けさせるために、飛躍的なデジタル化の進展状況も踏まえ、体系表の見直しを図りながら活用を推進する。

【鈴鹿市版】情報活用能力体系表～資質・能力、教科書ベース～ ver.3 (令和6年4月)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生
知識技能	「言葉の力」と「情報の力」から「情報力」を育てることができ、必要な情報を活用することができる。	「言葉の力」と「情報の力」から「情報力」を育てることができ、必要な情報を活用することができる。	「言葉の力」と「情報の力」から「情報力」を育てることができ、必要な情報を活用することができる。	「言葉の力」と「情報の力」から「情報力」を育てることができ、必要な情報を活用することができる。	「言葉の力」と「情報の力」から「情報力」を育てることができ、必要な情報を活用することができる。	「言葉の力」と「情報の力」から「情報力」を育てることができ、必要な情報を活用することができる。	「言葉の力」と「情報の力」から「情報力」を育てることができ、必要な情報を活用することができる。	「言葉の力」と「情報の力」から「情報力」を育てることができ、必要な情報を活用することができる。	「言葉の力」と「情報の力」から「情報力」を育てることができ、必要な情報を活用することができる。
思考力・判断力・表現力等	身近な事象や情報を通して、疑問を見つけることができる。	身近な事象や情報を通して、疑問を見つけることができる。	身近な事象や情報を通して、疑問を見つけることができる。	身近な事象や情報を通して、疑問を見つけることができる。	身近な事象や情報を通して、疑問を見つけることができる。	身近な事象や情報を通して、疑問を見つけることができる。	身近な事象や情報を通して、疑問を見つけることができる。	身近な事象や情報を通して、疑問を見つけることができる。	身近な事象や情報を通して、疑問を見つけることができる。
学びに向かう力・人間性等	自分の思いや考えを表現しようとする。	自分の思いや考えを表現しようとする。	自分の思いや考えを表現しようとする。	自分の思いや考えを表現しようとする。	自分の思いや考えを表現しようとする。	自分の思いや考えを表現しようとする。	自分の思いや考えを表現しようとする。	自分の思いや考えを表現しようとする。	自分の思いや考えを表現しようとする。
操作スキル	・コンピュータの基本的な操作ができる。 ・インターネットの基本的な操作ができる。 ・タブレット端末の基本的な操作ができる。	・コンピュータの基本的な操作ができる。 ・インターネットの基本的な操作ができる。 ・タブレット端末の基本的な操作ができる。	・コンピュータの基本的な操作ができる。 ・インターネットの基本的な操作ができる。 ・タブレット端末の基本的な操作ができる。	・コンピュータの基本的な操作ができる。 ・インターネットの基本的な操作ができる。 ・タブレット端末の基本的な操作ができる。	・コンピュータの基本的な操作ができる。 ・インターネットの基本的な操作ができる。 ・タブレット端末の基本的な操作ができる。	・コンピュータの基本的な操作ができる。 ・インターネットの基本的な操作ができる。 ・タブレット端末の基本的な操作ができる。	・コンピュータの基本的な操作ができる。 ・インターネットの基本的な操作ができる。 ・タブレット端末の基本的な操作ができる。	・コンピュータの基本的な操作ができる。 ・インターネットの基本的な操作ができる。 ・タブレット端末の基本的な操作ができる。	・コンピュータの基本的な操作ができる。 ・インターネットの基本的な操作ができる。 ・タブレット端末の基本的な操作ができる。
タイピング	・タイピングの基本的な操作ができる。 ・タイピングの基本的な操作ができる。	・タイピングの基本的な操作ができる。 ・タイピングの基本的な操作ができる。	・タイピングの基本的な操作ができる。 ・タイピングの基本的な操作ができる。	・タイピングの基本的な操作ができる。 ・タイピングの基本的な操作ができる。	・タイピングの基本的な操作ができる。 ・タイピングの基本的な操作ができる。	・タイピングの基本的な操作ができる。 ・タイピングの基本的な操作ができる。	・タイピングの基本的な操作ができる。 ・タイピングの基本的な操作ができる。	・タイピングの基本的な操作ができる。 ・タイピングの基本的な操作ができる。	・タイピングの基本的な操作ができる。 ・タイピングの基本的な操作ができる。

【鈴鹿市版】情報活用能力体系表～探究のプロセスベース～ (令和6年4月)

	小学校(低学年)	小学校(中学年)	小学校(高学年)	中学校
課題の設定	問題解決における情報の大切さを理解する	目的意識に基づき問題解決の計画を立てる	問題解決の計画を立てる	問題解決の計画を立てる
情報の収集	問題解決における情報の大切さを意識して行動する	目的意識に基づき問題解決の計画を立てる	問題解決の計画を立てる	問題解決の計画を立てる
整理分析	身近なところから様々な情報を収集する方法を理解する	調査や資料等による基本的な情報の収集の方法を理解する	調査や資料等による基本的な情報の収集の方法を理解する	調査や資料等による基本的な情報の収集の方法を理解する
まとめ(振り返り・改善)	事象と関係する情報を整理しようとする	情報源のつながりを見ようとする	情報源のつながりを見ようとする	情報源のつながりを見ようとする
目標	共通と相違、順序などの情報と情報との関係を理解する	情報源のつながりを見ようとする	情報源のつながりを見ようとする	情報源のつながりを見ようとする
道徳	情報の大まかな内容を捉え、分析・整理し、自分の言葉でまとめる	情報の特徴、傾向、変化を捉える方法を理解する	情報の特徴、傾向、変化を捉える方法を理解する	情報の特徴、傾向、変化を捉える方法を理解する
各教科	情報の大まかな内容を捉え、分析・整理し、自分の言葉でまとめる	情報の特徴、傾向、変化を捉える方法を理解する	情報の特徴、傾向、変化を捉える方法を理解する	情報の特徴、傾向、変化を捉える方法を理解する
思考ツール	情報の大まかな内容を捉え、分析・整理し、自分の言葉でまとめる	情報の特徴、傾向、変化を捉える方法を理解する	情報の特徴、傾向、変化を捉える方法を理解する	情報の特徴、傾向、変化を捉える方法を理解する

思考ツール

名	ベン図	ピラミッドチャート	クラゲチャート	Xチャート	イメージマップ	ステップチャート	フィッシュボーン	PMIシート
形								
主な用途	比較する	構造化する	理由付ける	分類する・多角的に見る	関連付ける	順序付ける	多面的にみる	評価する

【参考】鈴鹿市立総合教育センター 情報活用能力一覧表

子どもの主体性を育むのは、教科等の学習だけにとどまらない。特別活動の時間を中心に行われる、子どもの学級活動や児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事等において、構成の異なる集団での活動を通じ、学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育てている。特に、自治的能力⁷や積極的に社会参画する力を育てることが重視され、学級や学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合って合意形成すること、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うことの重要性が、学習指導要領でも示されている。

このように、学校教育活動全体を通して、子どもの主体性を育てていく視点が必要である。

更に、鈴鹿市において令和6年度から本格的に取り組を進めている、非認知能力の育成も、子どもの主体性を育む基盤となるものである。本市において重点要素としている「やりぬく力、自制心、自己肯定感、社会性」の4つの力の育成を通して、子ども一人ひとりを見守り、支援する取組を推進する。

(2) 連続した児童生徒理解、生徒指導等

本市がこれまで大切にしてきた「誰一人取り残さず、全ての子どもの可能性を引き出すための教育」の観点から、子どもたち一人ひとりが、自分の居場所や存在感を実感し、安心して意欲的に学ぶことができる環境づくりのため、これまでの取組を基盤として、多様な子どもを支援し、居場所を保障する取組を展開する。更に、発達段階に応じて、適切な支援を行い、子どもたちが安心して過ごし、ありのままの自分を出せる環境を提供する。

これらに関しても、ICT活用により取組の充実が期待できる。今後は、オンライン学習など遠隔での授業や、蓄積されたデータを利活用して、個々の学習面及び生活面のカルテを教員が参照して支援に生かすことができるシステムの構築を進める。

不登校児童生徒への支援

長期欠席の未然防止や個別の支援が必要な児童生徒のため、校内教育支援センターとして小学校に「ほっとルーム」、中学校に校内サポート教室を設置し、不登校傾向の児童生徒の居場所をつくる。また、市内2か所の教育支援センター（けやき教室、さつき教室）の運営により、多様な教育機会の確保とともに、学校復帰や進路保障、社会的自立に向けた継続的な取組を行う。

更に、ICTの活用や、フリースクールなどの学校外施設との連携などにより、不登校児童生徒の多様な学びの支援を行う。

⁷ 児童生徒の身の回りにある課題について解決する過程を、児童生徒自身で進めていくことができる力。

いじめを見逃さない安全・安心な学校環境の実現

定期的ないじめアンケートの実施や、教育相談での働きかけなどによるいじめの未然防止や早期発見、スクールカウンセラー等による相談体制の充実、いじめ事案発生時の組織的な取組を行う。

また、学校教育活動全体を通じて、自己指導能力⁸を育むとともに、自己存在感⁹の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成をあらゆる教育活動に取り入れ、教員の児童生徒理解と信頼関係に基づく組織的な生徒指導体制を構築する。

個々の可能性を引き出す特別支援教育

各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、5歳児健診及び引継ぎ支援会議後のフォロー、学校・幼稚園・保育所、すずっこスクエア¹⁰等と連携し、早期からの途切れのない支援体制の充実に取り組む。

また、すずっこファイル¹¹の作成・活用により、関係機関の助言を基に、本人と保護者のニーズに応じた、よりよい支援を検討し、通常学級、通級指導教室、特別支援学級等それぞれの学びの場における、継続的な支援の充実をめざす。

1人1台端末の活用により、子どもたち自身が、教材の拡大表示や反転表示を容易にできたり、ノートテイク¹²の代わりにカメラアプリで記録をしたり、個々のペースでオンライン上のドリル教材に取り組んだり、それぞれのニーズに応じた学習環境の提供にも取り組む。

共生社会をめざす多文化共生教育、外国人児童生徒（日本語）教育

JSLバンドスケール¹³を活用した日本語能力の把握と、外国人児童生徒等が自己実現を図ることができるための日本語指導及び支援を行う。また、外国人児童生徒等とその保護者が学校制度などについて理解を深め、夢や目標をもって学校での生活を送り、学習に取り組むことができるよう、発達段階に応じたキャリア教育に取り組む。

⁸ 主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し実行する力。

⁹ 「自分も一人の人間として大切にされている」という思い。

¹⁰ 集団へのなじみにくさや苦手さなど、何らかの課題や心配をもつ子どもとその保護者の相談を受けたり、子どもの特性に応じたサポートと一緒に考えたりする、鈴鹿市独自の相談機関。

¹¹ 子どもの成長記録をつづるとともに、子育ての情報を一冊にまとめておくファイル。子どもの特性や様子を記述したり、健診の様子、医療情報、福祉機関の利用、検査の結果等をまとめたりすることができる。

¹² 主に聴覚に障がいのある子どもが授業を受ける際に、手書きやパソコンで、授業者が話している内容や、教室内で聞こえてくる情報等を記述することにより、リアルタイムで伝える支援方法。

¹³ 日本語を第一言語としない子どもたち（JSL 児童生徒）の日本語能力を把握するために開発された測定基準。

更に、全ての児童生徒が多様な文化、価値観について興味関心を高め、互いを理解し合うことができる取組を推進する。

就学前教育・保育施設との連携

鈴鹿市には、就学前教育・保育施設として、公立幼稚園が5園、公立保育所が10所の他、私立の幼稚園、保育所、認定こども園などがある。5歳児から小学1年生の2年間のカリキュラムの開発を通して、一人ひとりの多様性に配慮した上で、全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目的としたものが「架け橋プログラム」である。

鈴鹿市においても現在作成中の「鈴鹿市版架け橋プログラム」を共通資料として、就学前教育・保育施設、小学校、中学校の教員が系統的教育課程について共通理解し、一貫して取り組んでいくことを推進する。

つながろう、語り合おう！「鈴鹿の架け橋」プログラム

人とながり自ら豊かな未来を切り拓く鈴鹿の子ども(鈴鹿市教育振興基本計画)	
めざす子ども像	5歳児 興味関心をもって環境に関わり、感じたことや考えたことを表現する 共通の目的の実現に向けて友達と試行錯誤したり、考えを広げたり深めたりする 見通しをもって生活したり、様々なことに挑戦したりする 小学1年生 小学校生活に慣れ、周囲の友達と関わり合いながら安心して生活する 学ぶ意欲をもち、進んで学習に取り組む
資質・能力の育成 (基本的な枠組み)	…連続性・一貫性… 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿) 具体的な姿の共有、円滑な接続の手次あり 学びに向かう力、人間性等 意欲をもつ、がんばる、はばり張り取り組む 等 環境を通して行う教育 知識及び技能の基礎 感じる、気づく、わかる、でできる 等 思考力、判断力、表現力等の基礎 考える、試す、工夫する、表現する 等 主体的・対話的で深い学び 個別最適な学びと協働的な学びの 一体的な充実 幼児期に育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を展開する ※各教科等の資質・能力の育成、※単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した学習展開 ※各教科等の特質に応じた見方・考え方・より深い高い学び ※基礎的・基本的な知識及び技能の習得 学びに向かう力、人間性等 どのような社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか 系統的な教科等教育 知識及び技能 何を理解しているか、何ができるか 思考力、判断力、表現力等 理解していることやできることをどう使うか 小学校以降で育まれる資質・能力を見通し、幼児期にふさわしい教育を通して、その充実に努める ※興味関心、※自発的な活動→遊び ※直接的・具体的な経験、※総合的な学習 等 前期し、先取りの教育ではない ゼロからのスタートではない
遊びや学びのプロセス	時間の流れを意識したり、状況の変化を予測したりして、見通しをもって行動する。 時間割を含めた生活の流れがわかり、次の活動を考えて準備したり、安全に気を付けて過ごしたりする。 諸感覚を働かせ体を動かしながら、様々な遊びを楽しむ。 学習における運動遊びや友達と一緒に遊ぶことを楽しむ。 自分の力でやろうとしたり、やり過ぎた場面を悔いたりして、自己調整をもって行動する。 生活や学習における課題を自分のこととして受けとめ、意欲的に取り組む。 友達と関わる中で自己を発揮し、思いを伝えたり試行錯誤したりしながら活動を展開する。 集団生活の中で、教師や友達と目的に向かって協力し、生活したり学び合ったりする。 さまりを守る必要がわたり、友達の気持ちを考えたり自分の気持ちを調整したりして、考えながら行動する。 気持ちや行動を自律的に調整し、学校生活を楽しいものにしていく。 数量や図形、図表や文字などに興味、興味関心を高め、必要感をもって生活や遊びに取り入れる。 学習に関心をもって取り組み、実感を伴って理解しながら、日常生活で活用する態度を養う。 生活の中で心を動かす出来事に触れ、イメージを書きこみながら、感じたことや考えたことを表現する。 自分の気持ちや考えを適切に表現する方法を学び、教科等の学習や小学校生活を意欲的に進める。
指導上の配慮事項	〇一人ひとりの幼児の活動を理解する(理解者) 〇幼児とともに遊びや生活をつくり出す(共同作業者) 〇幼児の慣れを形成するモデルとなる 〇遊びや課題解決を援助する(援助者) -受け止める、考えを促す、待つ、確立する 等 〇幼児が自発的に関わりたくなる環境を構成する -時間や空間・もの(教材)の確保・保障、昨日の経験から、人間関係を意識、子どもと一緒に 等 共通の視点 〇子ども同士との考えをつなぎ、子どもとともに創造する 〇多様な子ども一人ひとりの可能性や活動の幅を引き出す 集団づくり 〇安心感を持ち、新しい人間関係を築けるようにする -幼児期に親しんできた活動(時間や場の確保)、交流活動 等 〇児童の発達の特徴を踏まえて、時間割や学習活動を工夫する (生活科を中心とした総合的・関連的な指導) -短い時間を活用した活動の構成 -具体的な活動(体験)を伴う学習活動 -児童の意欲の高まりを大切に、自らの思いや願いの実現に向けた活動 幼稚園等ではどうしていた…?
連携・研修	例えば、 保幼小の先生が、このような視点で話し合ってみると… 互いの実践に学ぶ ・遊びの中で資質・能力が一体的に育まれている具体的な姿とは？ ・過程を楽しむ幼児の姿とは？ ・幼稚園等・小学校それぞれにおける協働的な学びとは？ ・幼稚園等・小学校それぞれにおける子どもの主体的な姿とは？ ・教科等における系統的な学びとは？ ・特別支援及び国際理解に係る視点は？ ・集団における学びと個々への支援、視覚支援や話を聞く形態等の工夫、言語的・文化的背景を踏まえた子どもと理解と信頼関係の構築、遊びや生活の中で自然に日本語や生活習慣にふれる姿、家庭との連携の様子 ・保育参観/授業参観 ・中学校区合同研修 ・研究保育/研究授業 ・鈴鹿研委託校(園)研究発表 ・ねらいをもった子どもの交流 等

【参考】令和7年3月時点の暫定版

架け橋プログラムを活用した一貫教育の推進については、まず公立の就学前教育・保育施設との接続をめざす。加えて、従前から取り組んでいる小学校入学時の引継ぎ会議や、特別支援教育に関する会議等で発信することにより、私立の施設との連携を図るとともに、今後、私立の施設との連携・接続の在り方について検討を行う。

(3) 特色あるカリキュラム

各中学校区には、それぞれ地域の特色がある。それらを大いに生かしつつ、幼稚園から中学校までの発達段階に応じた系統的な取組を展開する。

【例】 特徴やめざすもの	
地域の歴史・文化・偉人の学習	地域の歴史や文化等に触れる体験学習を通して、郷土愛を育み、地域への愛着を深める。 地域活性化につながる情報発信活動を行う。
地域行事への参加	地域の祭りやイベントに子どもたちが参加することで、地域の一員としての意識を高め、地域とのつながりを深める。
地域環境への取組	地域清掃活動や自然と触れ合う体験学習を通して、環境保全の大切さを学ぶ。
地域防災への取組	災害に備えた実効性のある防災訓練の実施や、地域住民の一員としての共助意識の涵養に努める。
地域産業との連携	地元の企業や農家などと連携し、職場体験や講話を実施することで、地域産業への理解を深め、将来の進路選択にもつながる。
国際交流の推進	同じ町に住む住民同士という意識を育むとともに、国際的な視野を広げ、異文化理解を深める。
英語教育の推進	小学校低学年からの外国語活動の導入や、日常的に英語に触れることができる環境づくりによるグローバルな人材育成に努める。
芸術活動の充実	音楽、美術、表現運動など、芸術分野の教育を充実させ、子どもたちの表現力や感性を育む。

郷土学習

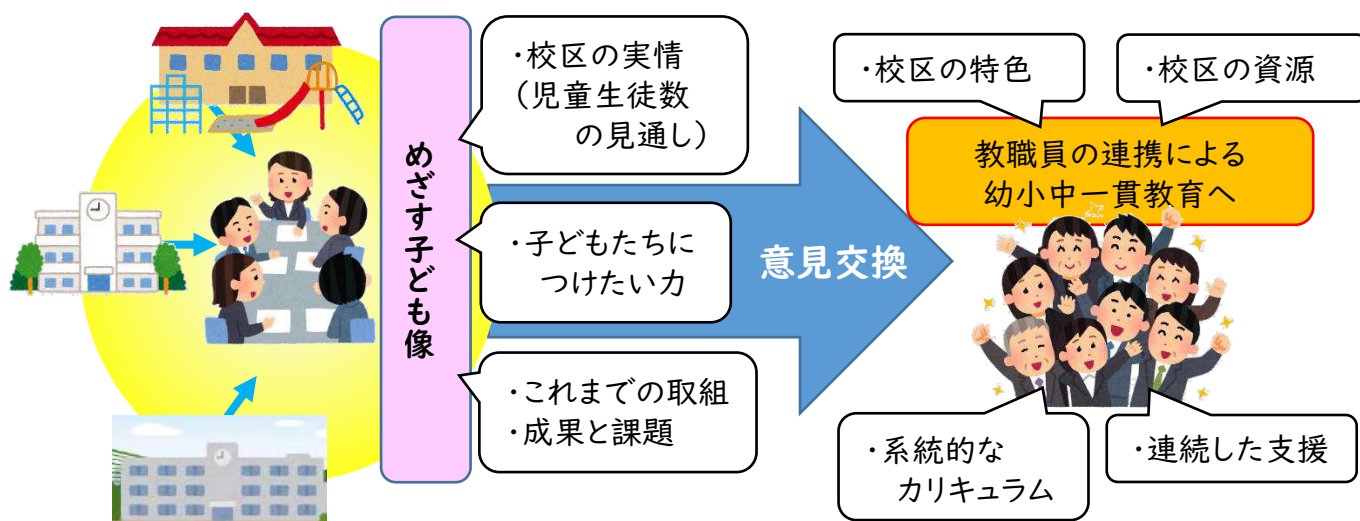
前ページに示したように、中学校区の特色ある取組の一つとして、地域人材と連携した郷土学習が考えられる。地域の歴史、文化、偉人、人材などを踏まえて、就学前から中学校3年生までの系統的な地域学習を展開することにより、ふるさとである鈴鹿市に誇りと愛着をもち、郷土の伝統や文化についての理解を深め尊重する態度や、文化の継承、発展、創造に貢献する能力や態度を養う。

【 郷土学習のカリキュラム例 】

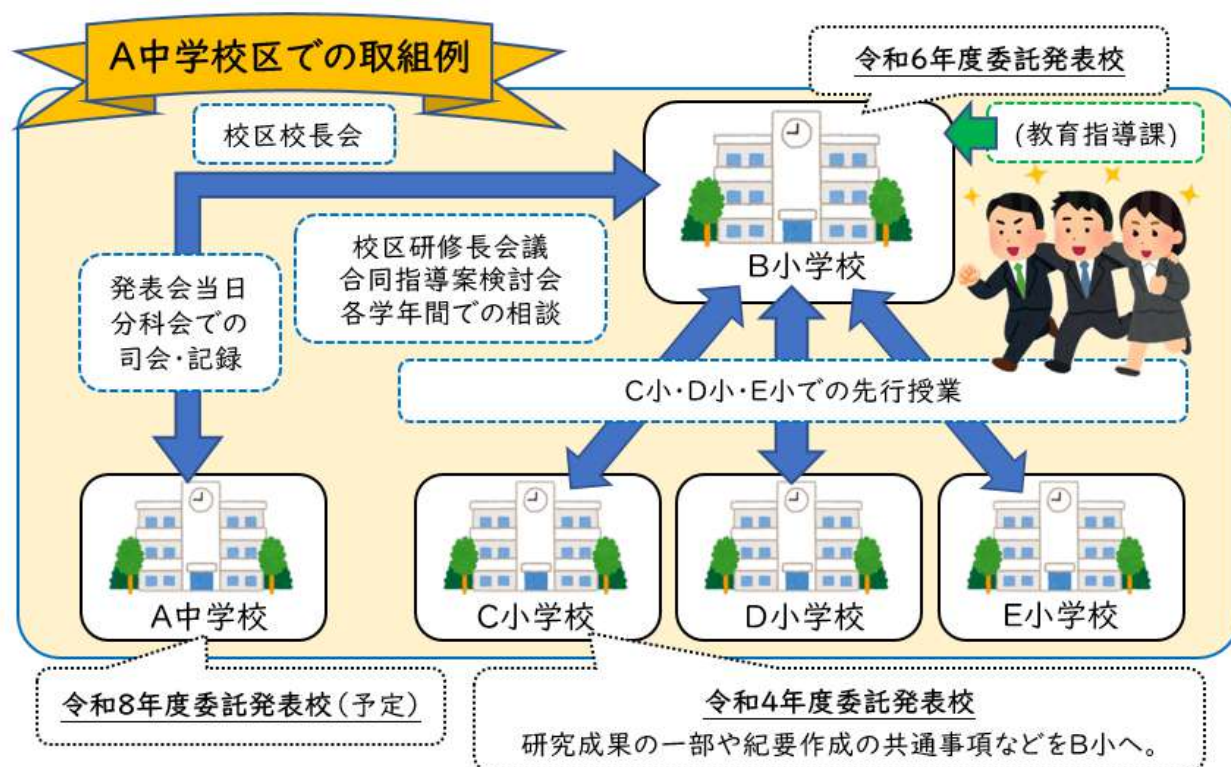
就学前	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
地域を知る、地域に親しむ					地域と自分の将来をみつめる			自己実現をめざす地域に貢献する	
おかいもの	やさいづくり		さつまいもづくり		米づくり			職場体験	
	町たんけん								
	昔のあそび								
	伝統工芸								
	SDGs								
			外国の文化						
	郷土の偉人・文化・遺跡 ⇒ 修学旅行で発信		地域の課題から探究学習						
まちづくり(人権的な視点も含む)、地域文化祭への出品 等									

(4) 一貫教育を支える取組

それぞれの一貫教育を推進するためには、何よりもまず校種や職種を超えた、教職員の連携が必要である。これまでの取組にとらわれず、中学校区で9年間（12年間）の子どもたちの育ちを見守るという視点で、新たな中学校区連携の形を模索することが求められる。



令和6年度には、中学校区単位で研修に取り組んだ例があった。具体的には、鈴鹿市教育研究会の委託発表会の機会に、小規模である発表校を中学校区として支援する一環として、合同で指導案検討を行ったり、同一中学校区の小学校で先行授業を行ったりするなどの連携を行った。これは、教育課程にまで踏み込んだ、小中一貫教育につながるものといえる。



また、中学校区という単位で一貫した取組を展開するためには、それぞれの学校園だけではなく、地域の様々な人的・物的資源を活用することで、教育活動の可能性が広がる。

保護者 地域	・学習ボランティア（学習支援、読み聞かせ 等） ・安全ボランティア（登下校見守り、校外学習見守り） ・活動ボランティア（給食、清掃活動見守り） ・体験学習（講師、手伝い）
高等教育機関	・専門的分野の出前授業 ・留学生等との交流
企業	・職場体験学習 ・福祉体験ワークキャンプ ・出前授業

第3章 一貫教育をより効果的に進めるために

令和5年12月に鈴鹿市教育委員会が策定した「天栄中学校区における学校再編計画」において、令和14年4月を目途に、本市の新たな教育環境のモデルともなる「義務教育学校」の早期開校をめざすとしている。ここでは、幼小中一貫教育をより効果的に進めるための方策の一つとして、一貫教育制度の活用と中でも義務教育学校の具体的なイメージを整理する。

なお、ここに記載する内容は、義務教育学校だけでなく、本市の幼小中一貫教育の充実に資する内容も含まれる。

Ⅰ 一貫教育制度の類型

文部科学省が平成28年に示した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」を参考に、一貫教育制度の概要を整理する。

(1) 義務教育学校

- ・ 1人の校長の下で、一つの教職員集団が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。
- ・ 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。
- ・ 修業年限は9年。転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用される。
- ・ 新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等が可能である。
- ・ 9年間の教育課程について、4-3-2や5-4など柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能である。
- ・ 市教育委員会による就学指定の対象校となる。
- ・ 施設の形態は、施設一体型だけでなく、施設隣接型や施設分離型も可能である。
- ・ 教員は、原則、小・中学校の両方の免許状を併有すること。

※ ただし、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるとされている。

(2) 小中一貫型小・中学校（併設型小・中学校）

- ・ 既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。
- ・ これまでの中学校区における小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさ

せるイメージである。

- ・小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整える。

例1) 関係校を一体的にマネジメントする組織(例:〇〇学園等)を設け、学校間の総合調整を担う校長を定める。

例2) 学校運営協議会を合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする。

例3) 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め、全教職員を併任させる。

(免許状を併有していなくても、小学校と中学校を併任することは可能である。)

- ・新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入替え等が可能である。
- ・9年間の教育課程について、4-3-2や5-4など柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能である。

(3) 小中一貫型小・中学校(連携型小・中学校)

- ・特徴は、(2)で示した併設型小・中学校とほぼ同様だが、設置者が異なる場合に適用される制度である。

以上の小中一貫教育と、小中連携教育の特徴をまとめると次のようになる。

小中連携教育

小・中学校が情報交換や交流を行うことを通じて、
小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

小中一貫教育

小・中学校がめざす子ども像を共有し、
9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

	義務教育学校	小中一貫型小・中学校
組織・運営	一人の校長 一つの教職員組織 教員は原則、小中学校の両免許状を併有	小学校・中学校それぞれに校長 小学校・中学校それぞれに教職員 教員は各学校種に対応した免許状を保有 一貫教育を行いやすい運営組織を整える
修業年限	9年 (前期課程6年(小学校段階) 後期課程3年(中学校段階))	小学校6年 中学校3年
教育課程	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・独自教科の創設が可能 ・学年段階間、学校段階間の指導内容の入替えが可能 ・柔軟な学年段階の区切りが可能	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・独自教科の創設が可能 ・学校段階間の指導内容の入替えが可能 ・柔軟な学年段階の区切りが可能

いずれの学校も施設の形態(一体型、隣接型、分離型)は問わない。

施設一体型:小学校と中学校の校舎の全部又は一部が、一体的に設置されている。

施設隣接型:小学校と中学校の校舎が、同一の敷地内又は隣接する施設に別々に設置されている。

施設分離型:小学校と中学校の校舎が、隣接していない別々の敷地に設置されている。

2 義務教育学校の特徴から考えられる取組

鈴鹿市において小中一貫教育を進めていくに当たっては、より効果的に取り組むために、一貫教育制度を活用することも検討されるが、その中でも義務教育学校の特徴を踏まえると、具体的にどのような取組が可能となるか整理する。

(1) 独自教科等の創設

従来は、小学校と中学校において一貫した独自教科等の設置等を行うためには、特別の教育課程の編成に当たり、文部科学省への申請及び文部科学大臣指定による「教育課程特例校制度」の活用がされてきた。しかし、義務教育学校又は小中一貫型小・中学校の制度を活用する場合は、個別の大臣指定の手続を経ることなく教育課程特例の実施が可能となり、特別の教育課程を編成した取組が、設置者の判断によって行うことができる。

この制度を活用して、先に述べた「情報活用能力の育成」を「情報科」としたり、「郷土学習」を「鈴鹿ふるさと学(仮称)」としたりして新設し、教育課程に位置付けて系統的、計画的に取り組むことが可能となる。

(2) 学年段階の区切り

従来の小学校6年、中学校3年の6-3制だけでなく、柔軟な学年段階の区切りが可能となる。

区切りを設定する効果について、文部科学省の「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」を参考に整理すると、

- ① 小学校段階と中学校段階の間に、円滑な移行のための期間を意図的に設けることにより、学習指導面・生徒指導面でのいわゆる「中1ギャップ」「小中ギャップ」の緩和が期待できる。
- ② 区切りごとに、育成をめざす資質・能力や具体的な目標を定めることにより、学年完結型となりがちな教職員の意識改革を促し、進級や中学校卒業時点をイメージした取組の強化が期待できる。
- ③ 小学校段階と中学校段階にまたがる区切りをあえて設けることにより、小・中学校の教員が協働した教育活動の高度化や、小・中学校段階で相互の良さの学び合いが期待できる。

実際は、4-3-2、5-4など様々に設定されているが、小学校と中学校をまたがる区切りを設けて、小中ギャップの解消を図ろうとしていることが共通している。

一概にどの区切りが良いというものではなく、子どもたちの現状を踏まえて、根拠をもって設定することが必要である。

根拠の要素としては、

- ① 身体的発達や思春期の到来の早期化により、小学校高学年は中学校に近い特質を持っていると考える。また、中学校進学後に顕在化する不登校やいじめなども、小学校高学年で兆しがみられるケースが多いことを踏まえる。

小学校から中学校への段階で、意図的に移行期間を設ける。

⇒ 小学校高学年と中学校1年生を同じ区切りとする。

- ② 小学校中学年までは、具体物を用いた思考が中心だが、小学校高学年は、抽象的・論理的な思考も必要となる。また、小学校高学年は学習内容も高度になり、量も増える。

更に、小学校中学年で学習につまずく児童が多いため、基礎・基本の徹底を中学年までの重点事項とする。

⇒ 小学校4年生までの区切りとする。

- ③ 5歳児から小学校低学年の時期は、「遊びをとおした学び」の時期から、「教科等の授業を通した学び」の時期への移行であるにとらえ、重点指導内容を設定する。

⇒ 小学校2年生までの区切りとする。

区切りは、指導上の重点を設けるために行うものであるという認識の下、検討する必要がある。単に区切るだけでは、中1ギャップが小学5年生や6年生で生じたり、逆に中学2年生で生じたりすることも考えられる。

以上を踏まえ、他市の事例とそれぞれの特徴を紹介する。

4-3-2制

福島県須賀川市立義務教育学校 稲田学園

- ・ ベーシックブロック(1~4年生):基礎・基本の習得

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るため、学級担任を中心としたスモールステップ型の指導

- ミドルブロック(5~7年生):基礎・基本の徹底

基礎・基本の徹底を図るため、学級集団の学び合いを中心とした指導

- マスタートブロック(8~9年生):活用・発展

将来設計と課題解決学習を中心とした指導

5-4制

鳥取県鳥取市立 鹿野地域 義務教育学校

- ・ 初等ブロック(1~2年生):基礎となる学びづくり

中等ブロック(3~5年生):応用・活用できる学びづくり

高等ブロック(6~9年生):総合・探究できる学びづくり

9年制

神奈川県横浜市立義務教育学校 緑園学園

- ・ start(1～2年生) ⇒ hop(3～4年生) ⇒ step(5～6年生) ⇒ jump(7～9年生)
- ・ 学年段階の区分はあえて設けずに、1年生から9年生までがシームレスにつながる流れを意識して実践を進めている。

(3) フレキシブルな校舎・教室環境

以上のような義務教育学校の特徴を生かして取組を進めていくためには、環境面での工夫も必要である。校舎や教室環境面での可能性を一例として挙げる。

校舎の工夫例

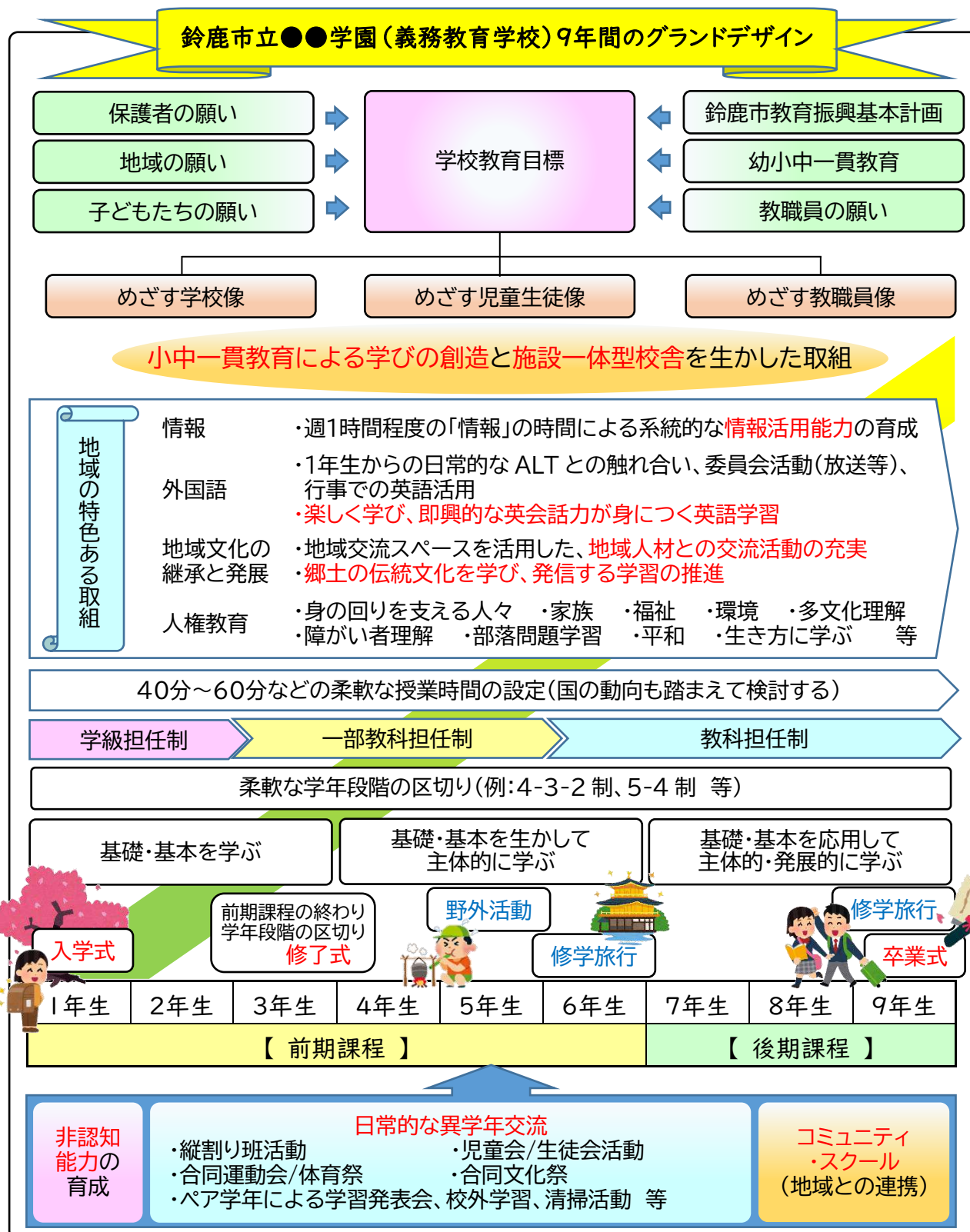
- ・ 学年段階の区切りが同じ学年を、同じ棟・同じ階に配置し、日常的に交流できる環境。
- ・ 中央の多目的スペースを囲む形で配置された教室。
- ・ 地域の方が自由に出入りでき、地域学習の資料などが収納されているスペース。

教室環境例

- ・ 一斉指導やグループ活動など、多様な学習形態に応じて、自由に配置を変更可能。
例) 黒板やプロジェクタースクリーンが、教室前面だけでなく、廊下側、背面にも移動可。
収納ロッカーを教室の中央に移動させることで、教室を区切ることが可能。
- ・ 個人用机とは別に、5～6人が集まれる円卓などの配置。

(4) 義務教育学校におけるグランドデザイン(イメージ)

以下は、義務教育学校における9年間のイメージであり、現時点での記載内容はあくまでも例である。今後、子ども、保護者、地域の意見も聴取しながら、学校教育目標をはじめ、めざす学校像・児童生徒像等を検討し、学年段階の区切りや特色ある取組などを踏まえ、カリキュラムや行事の実施時期などを検討する。



3 今後の見通し

	学校園の取組	計画策定	教育委員会事務局	準備組織
2024 (令和6) 年度	◆「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン」 (幼小中一貫教育ビジョン)			
2025 (令和7) 年度	第1グループ 天栄中校区 鈴峰中校区 白鳥中校区 (過小規模が見込まれる校区) 第2グループ 平田野中校区 創徳中校区 神戸中校区 白子中校区 (適正規模を保つ見込みの校区) 第3グループ 大木中校区 千代崎中校区 鼓ヶ浦中校区 (複数の校区校園長会に参加する小学校を含む校区)			
	第1ステップ ・めざす子ども像、重点取組の共通理解 ・中学校区 合同学校運営協議会 ・系統的なカリキュラムづくり (地域学習/人権学習 等) ・園児児童生徒交流 ・保護者、地域への広報	◆「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」の見直し ◆義務教育学校設置に向けた再編計画(骨子案)		
2026 (令和8) 年度	第2ステップ ・系統的な支援体制づくり ・合同行事 ・幼保小中合同研究授業 第3ステップ ・相互乗入れ授業 ・地域オリジナルの副教材活用	◆義務教育学校設置に向けた再編計画(素案) ◆義務教育学校設置に向けた再編計画	◆「天栄小学校」開校	
2027 (令和9) 年度			義務教育学校のカリキュラムの検討	
2028 (令和10) 年度				◆準備委員会立ち上げ
2029 (令和11) 年度				再編計画に基づく検討・準備作業
2030 (令和12) 年度				
2031 (令和13) 年度				
2032 (令和14) 年度	全中学校区における「幼小中一貫教育」の実施	◆義務教育学校開校		

参考資料

高橋 興.『小中一貫教育の新たな展開』.ぎょうせい.平成26年11月7日

西川信廣・牛瀧文宏.『学校と教師を変える小中一貫教育 教育政策と授業論の観点から』.
ナカニシヤ出版.平成27年7月10日

文部科学省.「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」.平成28年12月26日

文部科学省.『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動編』.東洋館出版社.
平成29年7月

学校教育研究所.「小中一貫教育実践校ガイド Vol.4」.平成29年5月

学校教育研究所.「小中一貫教育実践校ガイド Vol.5」.平成30年5月

中央教育審議会.「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を
引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現(答申)」.令和3年1月26日

文部科学省初等中等教育局教育課程課.「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学び
と協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」.令和3年3月

東京教育研究所.『小学校の教科担任制と小中一貫教育の推進』.東京書籍.令和5年3月

閣議決定.「教育振興基本計画」.令和5年6月16日

鈴鹿市教育委員会.「天栄中学校区における学校再編計画」.令和5年12月

鈴鹿市教育委員会.「鈴鹿市教育振興基本計画」.令和6年4月

鈴鹿市教育委員会事務局

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

電話 059-382-1100(代表)

教育総務課:059-382-7617 教育政策課:059-382-9112 学校教育課:059-382-7618

教育指導課:059-382-9028 教育支援課:059-382-9055

鈴鹿市教育委員会ウェブサイト <https://www.city.suzuka.lg.jp/kyoiku/index.html>

鈴鹿市立保育所・幼稚園
施設整備に関する基本方針
(改定版)

令和7年 月

鈴 鹿 市

目 次

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	本方針策定のながれ・・・・・・・・	2
3	他の計画との連携・・・・・・・・	2
4	検証・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	市内の人口及び利用者数の推計・・・・・・・・	4
6	市内の就学前施設の現状・・・・・・・・	9
7	公立就学前施設の役割と今後の方向性・・・・・・・・	25
8	施設整備のまとめ・・・・・・・・	27
資料	就学前施設の位置図・・・・・・・・	30

1 趣旨

2024（令和6）年4月現在、本市には就学前施設として、公立保育所が10園、私立保育園が24園、公立幼稚園が5園、私立幼稚園が4園、私立認定こども園が9園の全体で52園の施設があります。

これらの就学前施設では、核家族化の進行や共働き世帯の増加による教育・保育ニーズの多様化や、幼児教育・保育の無償化、少子高齢化等の影響により需要と供給に地域差が生じています。

そのような中、公立施設の約66%は、築40年以上が経過した施設であり、長寿命化のための大規模改修や改築等の施設整備を計画的、効率的に進めていくことが必要です。

2020（令和2）年には、これらの施設が本市の児童にとって生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な場であることを踏まえ、今後の教育・保育ニーズを一元的に把握し、誰もが安心して子育てができる環境を確保するため、「鈴鹿市立保育所施設整備方針」（以下「保育所施設整備方針」という。）及び「鈴鹿市立幼稚園再編整備計画」（以下「幼稚園再編整備計画」という。）を一本化し、「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」（以下「本方針^{（※）}」という。）を策定しました。

本方針の策定以降、国においては2023（令和5）年4月にこども家庭庁が発足し、こどもや子育て支援に関する新たな方針が示されてきており、2026（令和8）年4月からは「こども誰でも通園制度」の本格実施が始まります。

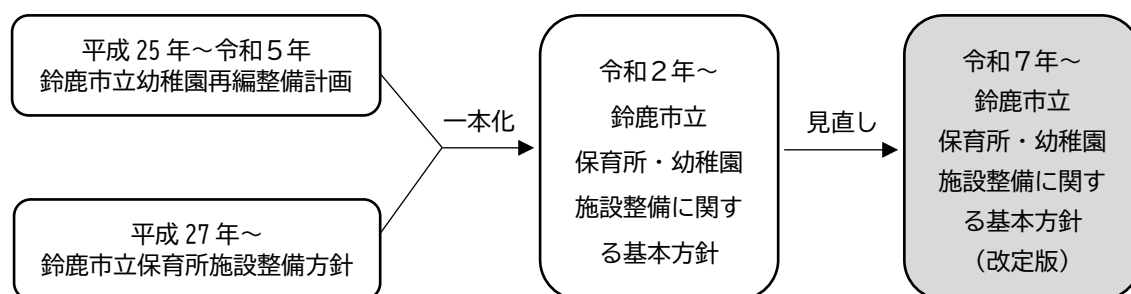
加速化する少子化を背景に、本市においても利用者の推計と実績に乖離が生じている一方で、幼児教育・保育を取り巻くニーズは大きく変化しており、国の新しい制度への対応や、本市の状況等を踏まえた見直しを行い、こども・子育て支援の更なる充実を図っていくことを目的として、このたびの改定を行うものです。

※次ページ以降は、2020（令和2）年に策定・公表したものを「前方針」と表記し、本改定版を「本方針」として表記しています。

2 本方針策定のながれ

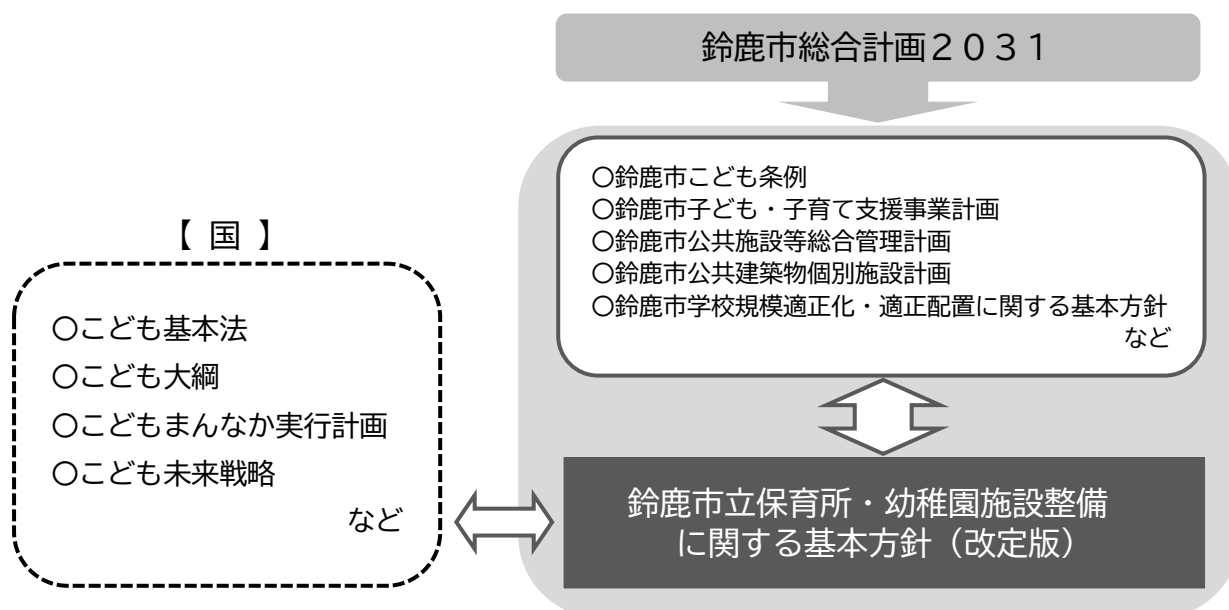
前方針は、「保育所施設整備方針」と「幼稚園再編整備計画」を一本化し、幼児教育・保育の無償化の影響による施設利用者数の変化を見据え、今後の推計や方向性を検討し、2020（令和2）年10月に策定をしました。

前方針の策定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項に該当し、より専門的な内容であることから、令和2年2月に鈴鹿市子ども・子育て会議施設整備方針部会を設置し意見聴取を行っており、本方針についても同様に、令和6年4月に鈴鹿市子ども・子育て会議施設整備方針部会を設置し意見聴取を行いました。



3 他の計画との連携

上位計画である「鈴鹿市総合計画2031」のもと、関連する「鈴鹿市子ども条例」「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」、「鈴鹿市公共施設等総合管理計画」等との整合性を図りつつ、国の計画や方針等が示す具体的な施策との連携を図ります。



4 検証

前方針では、鈴鹿市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）において公共建築物の保有量の縮減が掲げられていることから、老朽化が進む公立就学前施設の計画的、効率的な施設整備の方法について、検討する必要がありました。

このことから、総合管理計画に基づき施設数の減少を図ることや、適正規模による教育を保障する観点から、公立就学前施設の幼保一元化・認定こども園化についても検討を進めるとし、まずは玉垣保育所と玉垣幼稚園の幼保一元化を目指すとしていました。これについては、老朽化が著しい玉垣保育所の改修に併せ、地域や関係団体、関係機関と候補地の選定を含めた調整を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等、社会情勢の大きな変化に伴い、市内の就学前施設の利用者推計についても実績との乖離が発生する等の課題があり実施に至っておりません。

また、前方針を策定した2020（令和2）年当時については、幼児教育・保育の無償化の影響もあり、公立幼稚園の児童数が大幅に減少する一方で、保護者ニーズが高く、その重要性も指摘されていた3年保育の実施に向けて、公立幼稚園での実施体制をどのように整備し進めていくかが課題となっていました。

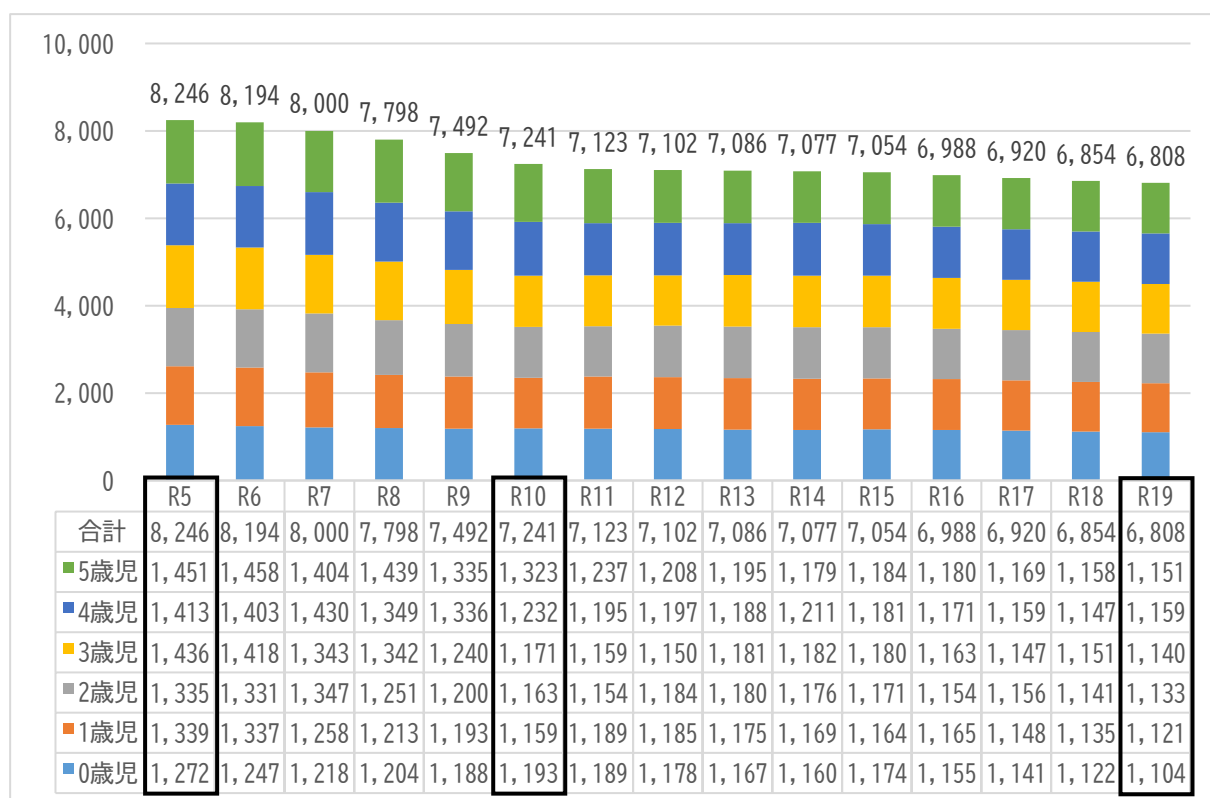
これらを踏まえ、3年保育の実施に向けた人員配置の最適化を図るため、地域の実情や児童数の推移、また、各施設の状況等を勘案し、まずは公立幼稚園の集約化を進めることとし、その結果、当時11園あった施設数を2024（令和6）年度までに5園に集約しました。この集約化の動きに合わせ、3年保育の適正な実施時期や、実施する施設の検討を進めた結果、2023（令和5）年度から国府幼稚園と玉垣幼稚園で、2024（令和6）年度から旭が丘幼稚園で3年保育を実施しており、3歳児の入園状況からも、保護者ニーズには概ね応えることができていると考えます。

5 市内の人口及び利用者数の推計

本方針の策定に当たり、(1) のとおり、市内の0～5歳の人口推計を行いました。また、(2) において市内の就学前施設の利用者数の推計を行い、(3) から(5) において、保育所(園)、幼稚園、認定こども園の利用者数の推計を行いました。さらに、(6) において、前方針策定時に行った利用者数の推計(以下、「前回推計」という)との比較を行いました。

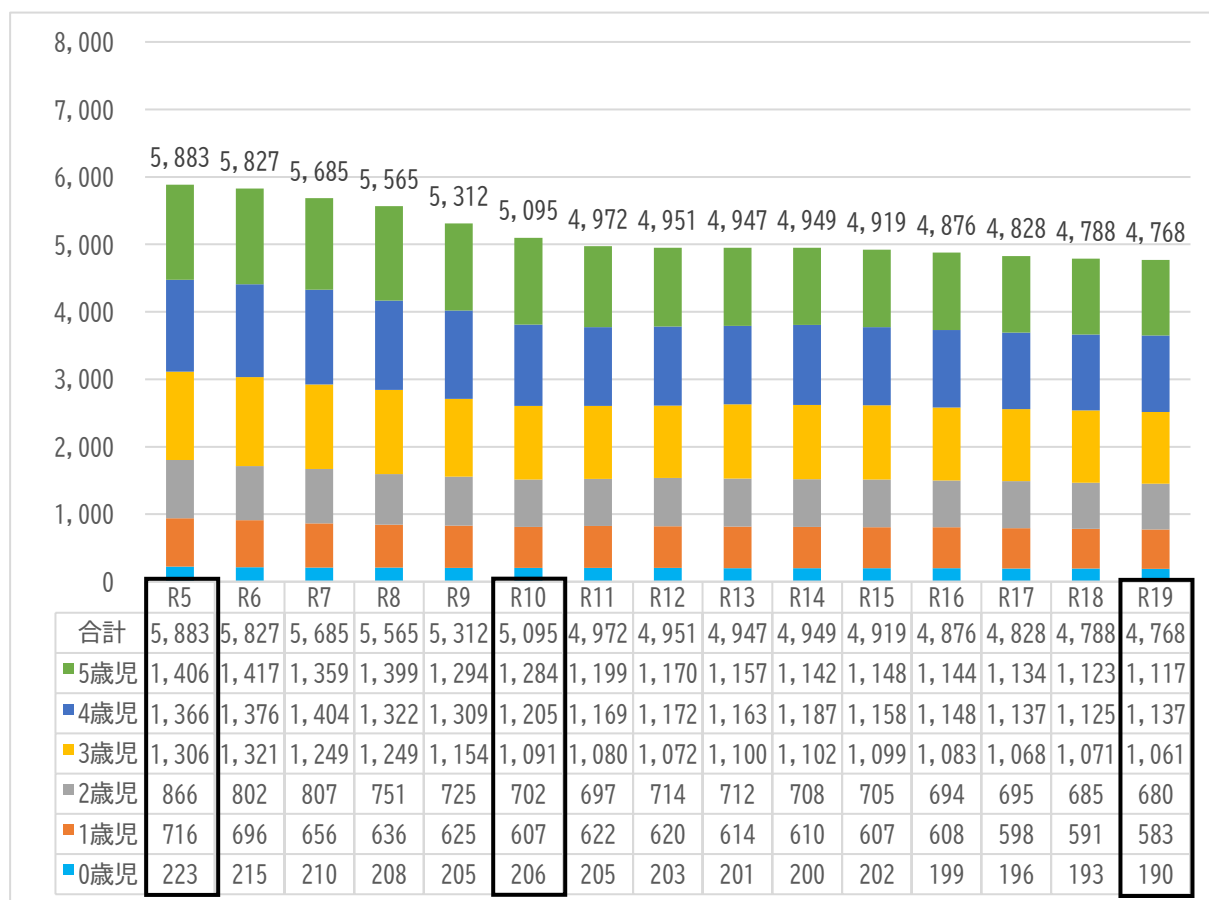
(1) から(5) にかけては、考察として、2023(令和5)年から2028(令和10)年の減少率、及び2028(令和10)年から2037(令和19)年の減少率を掲載しています。

(1) 市内の0～5歳の人口推移



【考察】0～5歳の人口は減少傾向で、2028(令和10)年には、2023(令和5)年より約12%、1,005人減少する見込みです。2037(令和19)年には、2028(令和10)年より約6%、433人減少する見込みです。

(2) 市内の就学前施設の利用者数の推移

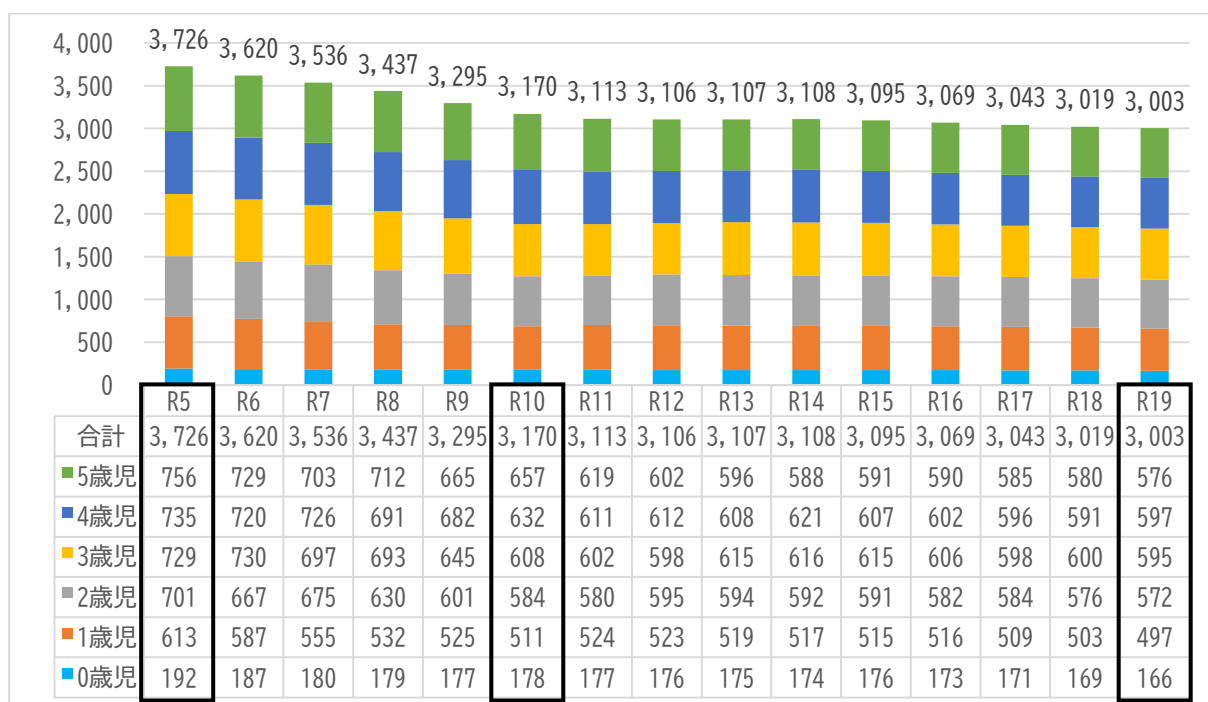


※令和5年5月1日時点の就学前施設の定員は、7,600人です。

※令和元年度～令和5年度の利用者数と人口を基に各年各歳の利用率を算出し、その平均利用率を令和6年度以降に適用しています。

【考察】0～5歳の人口の減少とともに、利用者数も減少が進み、2028（令和10）年には、2023（令和5）年より約13%、788人減少する見込みです。2037（令和19）年には、2028（令和10）年より約6%、327人減少する見込みです。

(3) 市内の保育所（園）の利用者数の推移



※令和5年5月1日時点の保育所（園）の定員は、4,215 人です。

【考察】 公立保育所 10 園、私立保育園 24 園の利用者数の推移を表しています。
利用者数は減少傾向にあり、2028（令和 10）年には、2023（令和 5）年より約 15%、556 人減少する見込みです。2037（令和 19）年には、2028（令和 10）年より約 5%、167 人減少する見込みです。

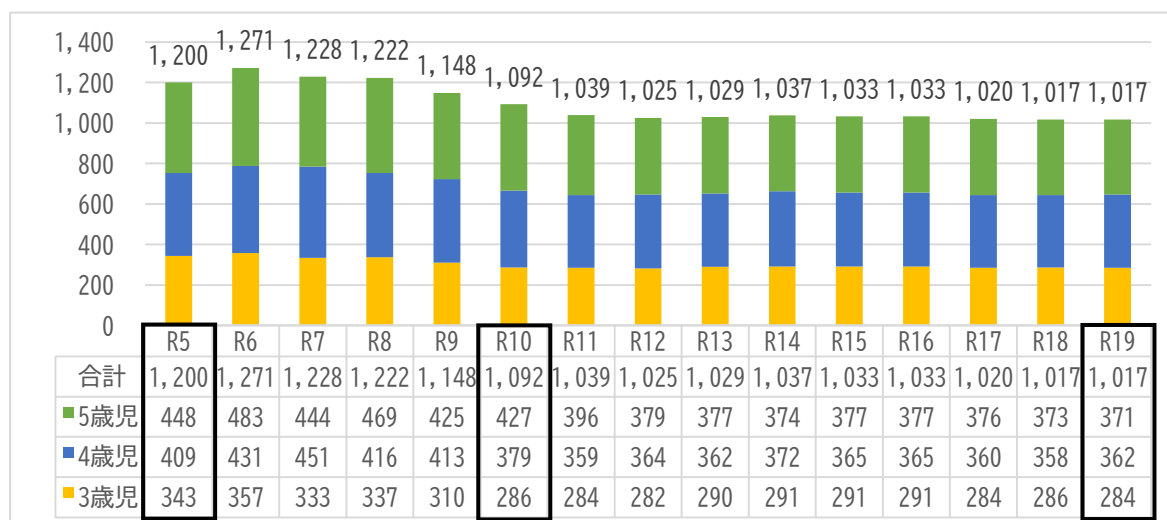
公立保育所の利用者数の推移

市内利用者数の推移		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
保育所名	定員															
牧田保育所	150	129	115	109	106	102	98	97	97	97	97	97	96	95	95	94
白子保育所	90	85	81	79	77	73	71	69	70	70	71	71	71	70	70	70
神戸保育所	150	132	123	121	117	109	104	102	102	103	103	102	102	101	100	100
玉垣保育所	150	130	138	135	132	124	117	111	110	112	113	113	113	114	114	114
合川保育所	80	59	65	66	66	66	64	63	60	59	58	57	55	54	53	53
河曲保育所	150	129	128	126	123	114	111	108	107	106	106	105	104	102	101	99
算所保育所	150	101	92	87	84	80	78	77	77	77	77	77	77	76	75	74
深伊沢保育所	80	45	50	48	45	46	43	45	45	44	43	42	41	40	39	39
西条保育所	150	142	119	114	111	105	101	101	102	102	102	101	100	99	98	97
一ノ宮保育所	100	94	81	83	79	74	71	69	68	68	68	67	66	65	64	63
合計	1,250	1,046	992	968	940	893	858	842	838	838	838	832	825	816	809	803
利用率(%)		83.68	79.36	77.44	75.2	71.44	68.64	67.36	67.04	67.04	67.04	66.56	66.00	65.28	64.72	64.24

※令和元年度～令和5年度の利用者数と人口を基に各年各歳の利用率を算出し、その平均利用率を令和6年度以降に適用しています。

【考察】 公立保育所の利用者数は、2028（令和 10）年には、2023（令和 5）年より約 18%、188 人減少する見込みです。2037（令和 19）年には、2028（令和 10）年度より約 6%、55 人減少する見込みです。

(4) 市内の幼稚園の利用者数の推移



※令和5年5月1日時点の幼稚園の定員は、2,220 人です。

【考察】公立幼稚園6園、私立幼稚園4園の定員に対する利用者数の推移を表しています。公立幼稚園で2023（令和5）年度から3年保育を実施しており、一時的に利用者数が増加しますが、2025（令和7）年からは減少傾向にあり、2028（令和10）年には、2023（令和5）年より9%、108人減少する見込みです。2037（令和19）年度には、2028（令和10）年より約7%、75人減少する見込みです。

公立幼稚園の利用者数の推移

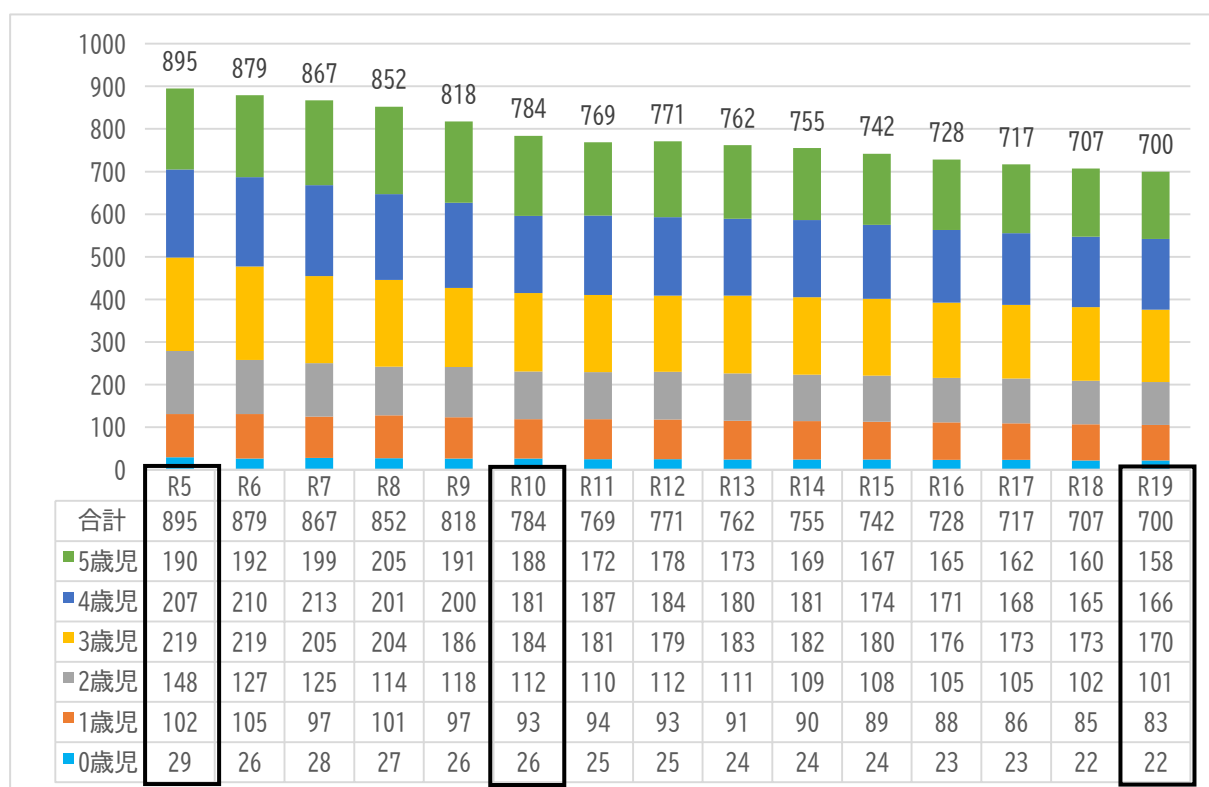
市内利用者数の推移																
幼稚園名	定員	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
国府幼稚園	75	41	31	27	28	28	26	26	25	25	24	23	23	23	22	22
旭が丘幼稚園	140	49	73	68	70	66	64	58	56	57	59	59	59	59	59	59
稲生幼稚園	70	13	廃園													
飯野幼稚園	80	34	34	31	30	28	27	26	26	26	26	26	26	26	25	25
玉垣幼稚園	90	47	41	41	42	40	38	34	32	33	33	33	33	34	34	34
神戸幼稚園	55	31	39	41	40	35	34	33	33	33	33	32	32	32	31	31
合計	510	215	218	208	210	197	189	177	172	174	175	173	173	174	171	171
利用率(%)		42.16	49.55	47.27	47.73	44.77	42.95	40.23	39.09	39.55	39.77	39.32	39.32	39.55	38.86	38.86

※令和元年度～令和5年度の利用者数と人口を基に各年各歳の利用率を算出し、その平均利用率を令和6年度以降に適用しています。

※市立稲生幼稚園は令和6年度から廃園となっています。

【考察】公立幼稚園の利用者数や利用率は、3年保育の実施により一時的に増加しますが、2028（令和10）年には、2023（令和5）年より約12%、26人減少する見込みです。また、2037（令和19）年度には、2028（令和10）年より約10%、18人減少する見込みです。

(5) 市内の認定こども園の利用者数の推移



※令和5年5月1日時点の認定こども園の定員は、1,165人です。

【考察】私立認定こども園9園の定員に対する利用者数の推移を表しています。利用者数は減少傾向にあり、2028（令和10）年は、2023（令和5）年より約12%、111人減少する見込みです。2037（令和19）年は、2028（令和10）年より約11%、84人減少する見込みです。

(6) 前回推計との比較、減少率についての考察

公立の就学前施設の利用者数について、前回推計では、2023（令和5）年は1,259人（保育所961人、幼稚園298人）、2028（令和10）年は1,187人（保育所909人、幼稚園278人）でした。本方針においては、2023（令和5）年の実績は1,261人（保育所1,046人、幼稚園215人）、2028（令和10）年の推計は1,047人（保育所858人、幼稚園189人）でした。結果を基に、利用者数における2023（令和5）年から2028（令和10）年にかけての減少率をみると、前回推計では5.7%の減少率（保育所▲5.4%、幼稚園▲6.7%）であったのに対し、本方針の推計では16.9%の減少率（保育所▲17.9%、幼稚園▲12.1%）であり、前方針との大きな乖離が生じています。ただし、考察で示したように、2028（令和10）年以降の減少率は比較的緩やかな傾向にあります。

6 市内の就学前施設の現状

(1) 区域設定の考え方

本市の就学前施設の利用状況については、希望する保育所（園）を選択する基準の1つに通勤途中の園が利用されていることや、私立幼稚園・保育園等において通園バスが利用されていることなど、居住する小学校区や中学校区以外の広範囲から施設が利用されている状況があります。

子ども・子育て支援法に基づき策定される「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」においても、教育・保育の提供区域については、市内全域を1区域と設定し、教育・保育の量の見込みや確保方策^(※)を定めていることから、本方針についても同様に、市内全域を1つの区域と考え、公立就学前施設の整備について検討を行います。

※量の見込み：利用に関するニーズ量

確保方策：量の見込みに対応する確保量と実施時期

(2) 鈴鹿市立幼稚園の休園基準・廃園基準

適正規模の集団としての幼児教育を行うため、休園基準・廃園基準により運用します。

【鈴鹿市立幼稚園休園基準】

下記に該当する場合は、休園とする。

- 1 入園希望を募った結果、園児数が15人未満である場合は、休園とする。

【鈴鹿市立幼稚園廃園基準】

下記のいずれかに該当する場合は廃園とする。

- 1 平成26年度以降、通算4度休園となる場合（休園を確定した当該年度末に廃園）
- 2 平成26年度以降、連続3か年休園となる場合（ // ）
- 3 災害等による甚大な被害により、今後の存続が困難と判断される場合
- 4 その他、廃園が適当と教育委員会が認める場合

(3) 各公立保育所、公立幼稚園の現状

各公立保育所、公立幼稚園の周辺（おおよそ半径2 km以内）の就学前施設の状況を含めた現状（定員、在籍児童数は2023（令和5）年5月1日時点）は、下記のとおりです。

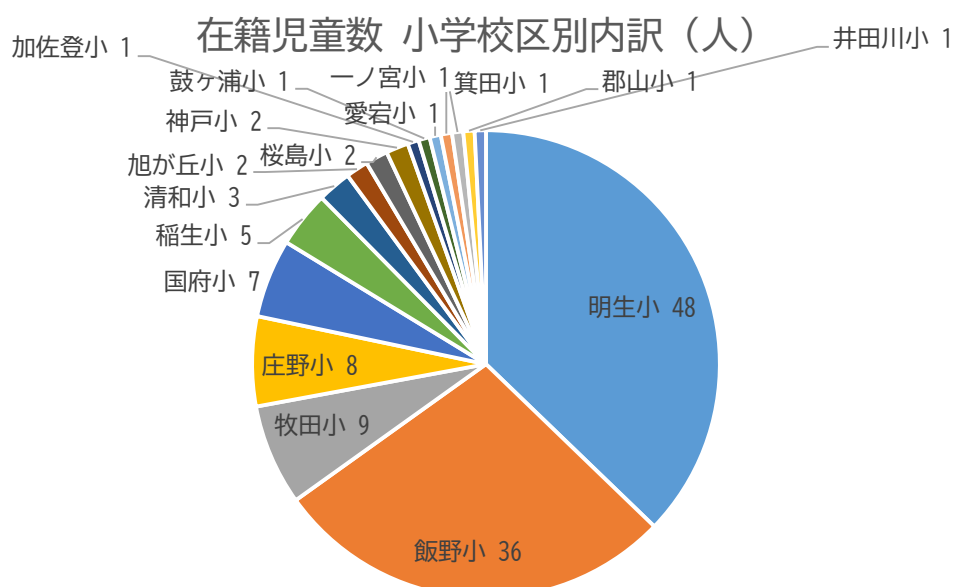
牧田保育所

牧田保育所は、1949（昭和24）年に本市で初めて公立保育所として認可された保育所です。現園舎は1987（昭和62）年度に建築され、築後37年を経過した鉄筋コンクリート造2階建ての保育所で、利便性のよい地域にあります。

周辺の就学前施設の状況

令和5年5月1日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立保育所	牧田保育所	150	129
	算所保育所	150	101
私立保育園	トーマスぼーや保育園	120	106
	ハートピア保育園	230	206
【保育所 計】		650	542
公立幼稚園	飯野幼稚園	80	34
私立幼稚園	道伯幼稚園	510	244
【幼稚園 計】		590	278
【周辺施設 計】		1,240	820



白子保育所

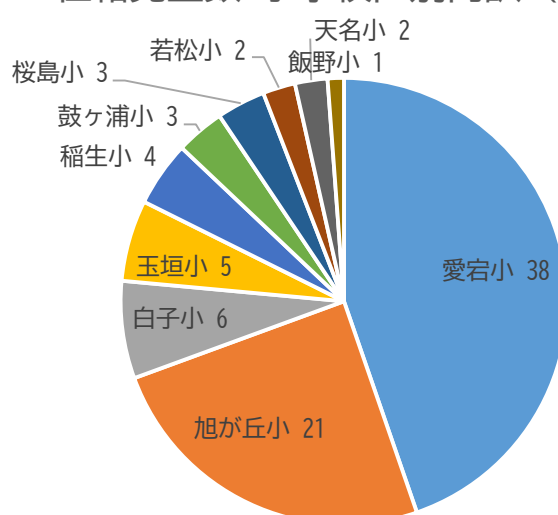
白子保育所は、1958（昭和 33）年に 2 番目の公立保育所として認可された保育所です。現園舎は 1981（昭和 56）年度に建築され、築後 43 年を経過した鉄筋コンクリート造平屋建ての保育所です。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立保育所	白子保育所	90	85
	玉垣保育所	150	130
私立保育園	あおい保育園	200	157
	サラナ保育園	120	116
	ひばり保育園	70	64
	みそら保育園	110	101
	大鳥保育園	90	86
【保育所 計】		830	739
公立幼稚園	旭が丘幼稚園	140	49
私立幼稚園	第 2 すずかきしおか幼稚園	120	131
【幼稚園 計】		260	180
私立認定こども園	白子ひかり幼稚園	120	70
【周辺施設 計】		1,210	989

在籍児童数 小学校区別内訳（人）



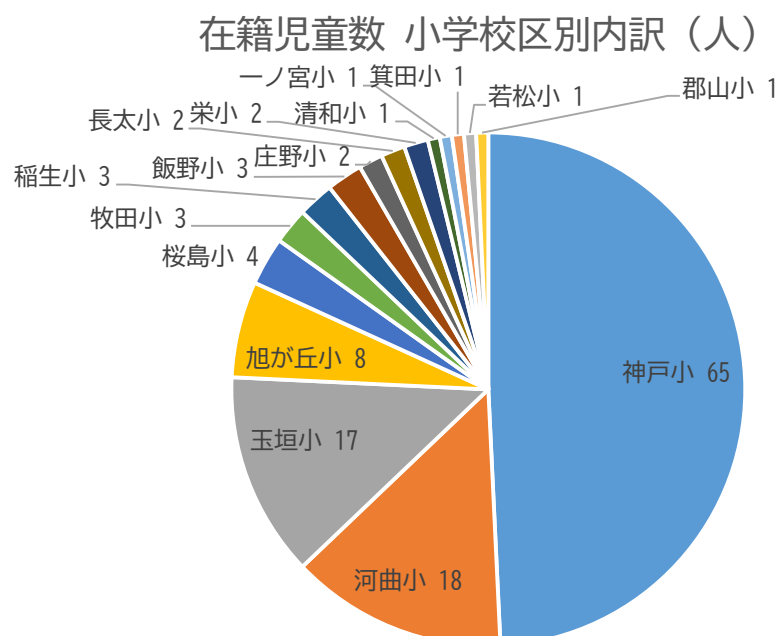
神戸保育所

神戸保育所は、1981（昭和 56）年度に建築され、築後 43 年を経過した鉄筋コンクリート造平屋建ての保育所で、一時預かり事業を実施しています。中央道路からも近く、交通の便が良いため、広い地域からの利用がありますが、送迎用駐車場や園庭の確保などの課題があり、施設の老朽化も進んでいます。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立保育所	神戸保育所	150	132
	河曲保育所	150	129
	西条保育所	150	142
私立保育園	ぐみの木ほいくえん	80	82
【保育所 計】		530	485
公立幼稚園	神戸幼稚園	55	31
	玉垣幼稚園	90	47
私立幼稚園	すずか幼稚園	450	198
【幼稚園 計】		595	276
【周辺施設 計】		1,125	761



玉垣保育所

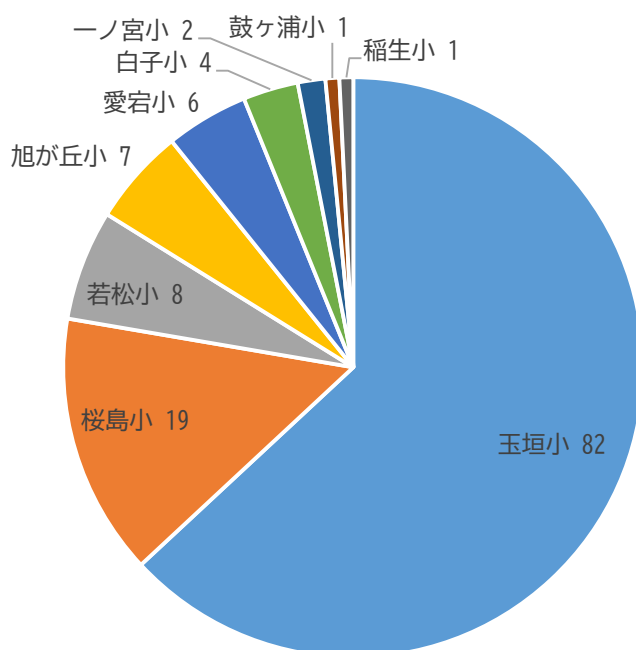
玉垣保育所は、1968（昭和 43）年度に建築され、築後 56 年を経過した木造平屋建ての老朽化が著しい保育所であり、送迎用駐車場にも課題があります。地域からの利用者が多く、地域と密着した保育活動を展開しています。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立保育所	玉垣保育所	150	130
	白子保育所	90	85
私立保育園	ぐみの木ほいくえん	80	82
	ひばり保育園	70	64
	みそら保育園	110	101
	サラナ保育園	120	116
【保育所 計】		620	578
公立幼稚園	玉垣幼稚園	90	47
	旭が丘幼稚園	140	49
私立幼稚園	第 2 すずかきしおか幼稚園	120	131
【幼稚園 計】		350	227
【周辺施設 計】		970	805

在籍児童数 小学校区別内訳（人）



合川保育所

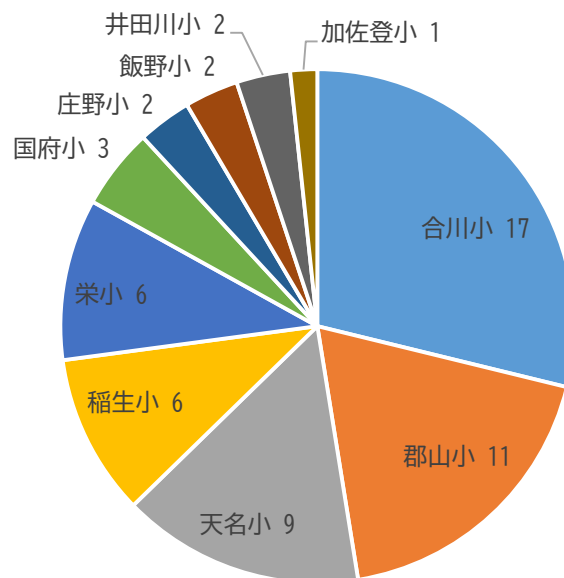
合川保育所は、市内の南西地域にあって、1972（昭和 47）年度に建築され、築後 52 年を経過した鉄骨造平屋建ての保育所で、施設の老朽化により 2022（令和 4）年度に長寿命化改修を行いました。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立保育所	合川保育所	80	59

在籍児童数 小学校区別内訳（人）



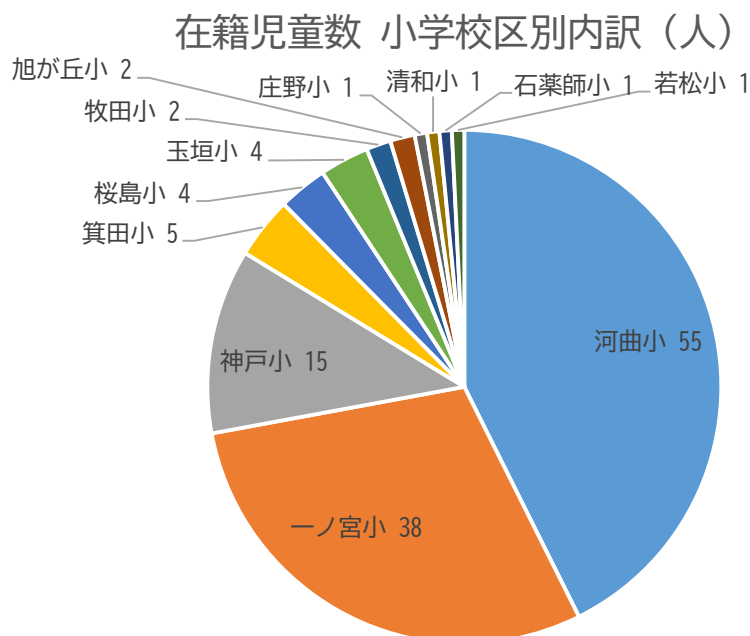
河曲保育所

河曲保育所は、1974（昭和 49）年度に建築され、施設の老朽化により 2010（平成 22）年度に改築を行い、築後 14 年を経過した鉄筋コンクリート造 2 階建ての保育所で、一時預かり事業や子育て支援センター事業を実施しています。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立保育所	河曲保育所	150	129
	神戸保育所	150	132
	西条保育所	150	142
	一ノ宮保育所	100	94
【保育所 計】		550	497
公立幼稚園	神戸幼稚園	55	31
私立幼稚園	すずか幼稚園	450	198
【幼稚園 計】		505	229
私立認定こども園	高岡ほうりん認定こども園	105	92
【周辺施設 計】		1,160	818



算所保育所

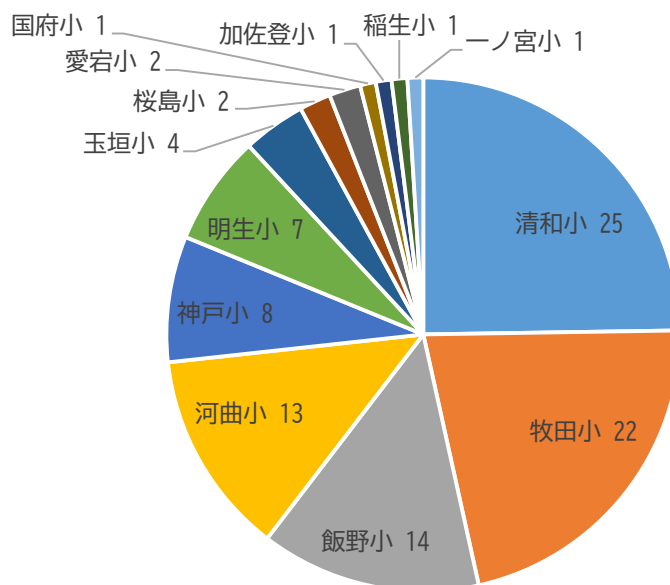
算所保育所は、近鉄鈴鹿線の線路沿いにあり、「電車が見える保育所」として親しまれています。1974（昭和 49）年度に建築され、築後 50 年を経過した鉄骨造平屋建ての保育所で老朽化が進んでいます。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立保育所	算所保育所	150	101
	牧田保育所	150	129
	西条保育所	150	142
私立保育園	トーマスぼーや保育園	120	106
	竹野の森こども園	130	137
	ハートピア保育園	230	206
	あかつき保育園	120	95
【保育所 計】		1,050	916
公立幼稚園	飯野幼稚園	80	34
私立幼稚園	道伯幼稚園	510	244
【幼稚園 計】		590	278
【周辺施設 計】		1,640	1,194

在籍児童数 小学校区別内訳（人）



深伊沢保育所

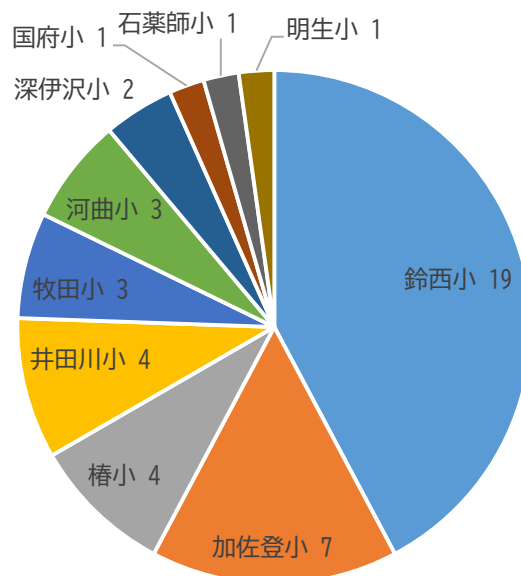
深伊沢保育所は、のどかな自然に恵まれたまちの中にあり、地域との密着した活動を展開しています。1975（昭和 50）年度に建築され、築後 49 年を経過した鉄骨造平屋建ての保育所で老朽化が進んでいます。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立保育所	深伊沢保育所	80	45
私立保育園	庄内青い鳥保育園	90	71
【保育所 計】		170	116
私立認定こども園	きしだこども園	100	48
	くまだこども園	86	64
【認定こども園 計】		186	112
【周辺施設 計】		356	228

在籍児童数 小学校区別内訳（人）



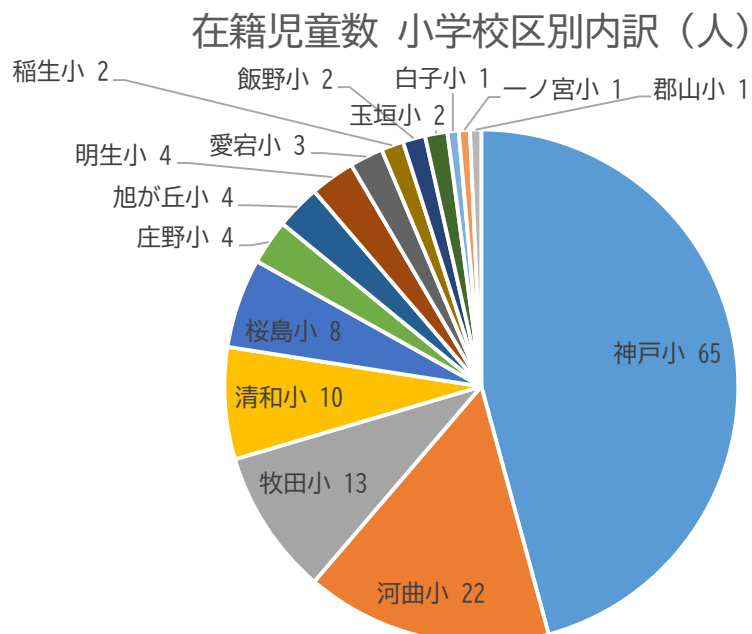
西条保育所

西条保育所は、1978（昭和 53）年度に建築され、施設の老朽化により 2019（令和元）年度に移転改築を行い、2020（令和 2）年 4 月に開所しました。開所後は、病後児保育や一時預かり事業などの特別保育を充実させ、本市の「子育て支援総合拠点」として位置付けています。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立保育所	西条保育所	150	142
	神戸保育所	150	132
	算所保育所	150	101
私立保育園	竹野の森こども園	130	137
	あかつき保育園	120	95
	ぐみの木ほいくえん	80	82
【保育所 計】		780	689
公立幼稚園	神戸幼稚園	55	31
	飯野幼稚園	80	34
私立幼稚園	すずか幼稚園	450	198
【幼稚園 計】		585	263
【周辺施設 計】		1,365	952



一ノ宮保育所

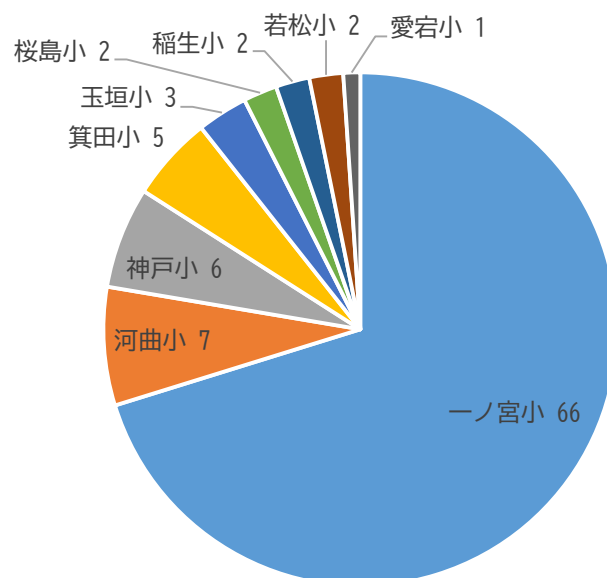
一ノ宮保育所は、市内の北東部地域にあって、1978（昭和 53）年度に建築され、築後 46 年を経過した鉄筋コンクリート造平屋建ての保育所で、地域からの利用者が多く、地域と密着した保育活動を展開しています。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立保育所	一ノ宮保育所	100	94
	河曲保育所	150	129
【保育所 計】		250	223
公立幼稚園	神戸幼稚園	55	31
私立認定こども園	高岡ほうりんこども園	105	92
【周辺施設 計】		410	346

在籍児童数 小学校区別内訳（人）



国府幼稚園

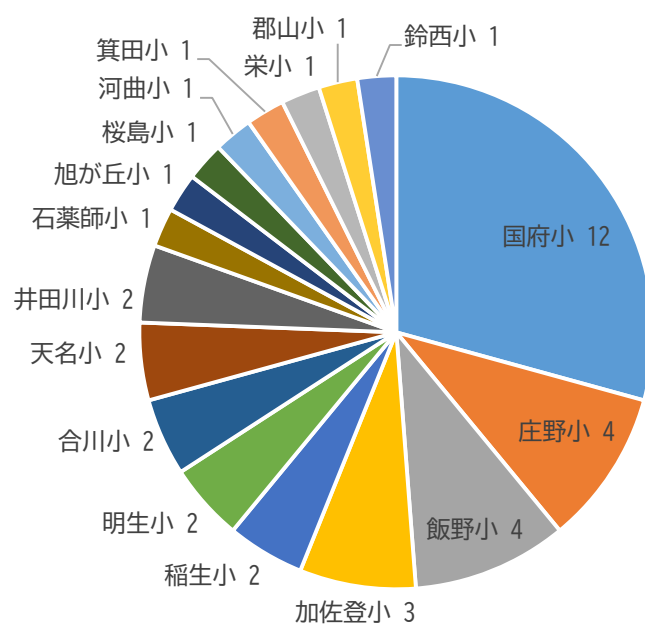
国府幼稚園は、1981（昭和 56）年度に建築され、築後 43 年を経過した鉄筋コンクリート造平屋建ての幼稚園で、周辺は田畑に囲まれた自然豊かな地域で、小中学校との交流も盛んに行っています。2023（令和 5）年度から 3 年保育を試行実施しています。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立幼稚園	国府幼稚園	75	41
私立保育園	梅檀保育園	60	52
	ひので保育園	120	97
【保育所 計】		180	149
【周辺施設 計】		255	190

在籍児童数 小学校区別内訳（人）



旭が丘幼稚園

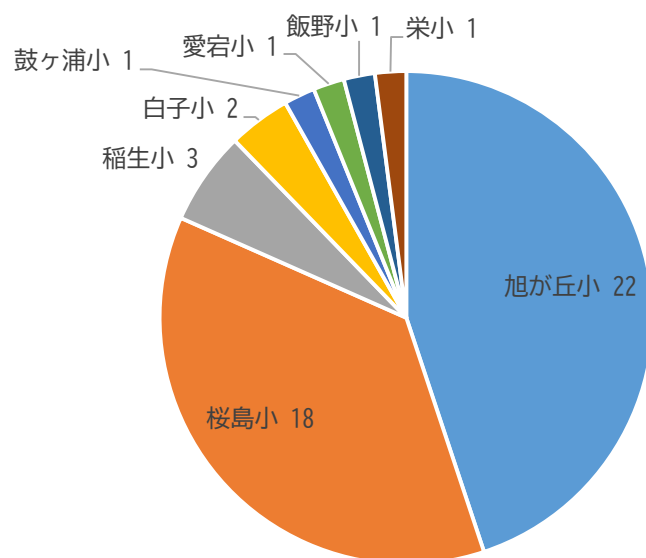
旭が丘幼稚園は、1996（平成8）年度に建築され、築後28年を経過した鉄筋コンクリート造2階建ての幼稚園で、自ら学び行動し、心身ともにたくましい子となるよう幼児教育・保育に取り組んでいます。2024（令和6）年度から3年保育を試行実施しています。

周辺の就学前施設の状況

令和5年5月1日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立幼稚園	旭が丘幼稚園	140	49
公立保育所	白子保育所	90	85
	玉垣保育所	150	130
私立保育園	旭が丘保育園	115	122
	大鳥保育園	90	86
	野町保育園	160	138
	あおい保育園	200	157
【保育所 計】		805	718
私立認定こども園	白子ひかり幼稚園	120	70
【周辺施設 計】		1,065	837

在籍児童数 小学校区別内訳（人）



飯野幼稚園

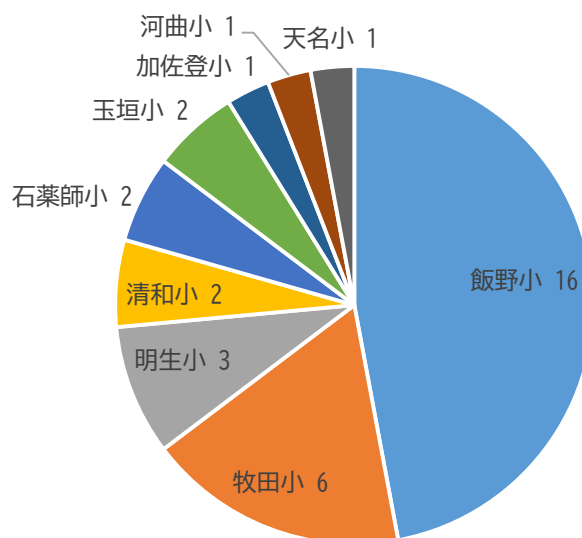
飯野幼稚園は、1974（昭和 49）年度に建築され、築後 50 年を経過した木造平屋建ての幼稚園で老朽化が進んでいます。こどもたちを主体とした教育・保育の実践に努めています。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立幼稚園	飯野幼稚園	80	34
私立幼稚園	道伯幼稚園	510	244
	さくら幼稚園	510	426
【幼稚園 計】		1,100	704
公立保育所	算所保育所	150	101
	牧田保育所	150	129
	西条保育所	150	142
私立保育園	あかつき保育園	120	95
	ハートピア保育園	230	206
	トーマスぼーや保育園	120	106
	野町保育園	160	138
【保育所 計】		1,080	917
【周辺施設 計】		2,180	1,621

在籍児童数 小学校区別内訳（人）



玉垣幼稚園

玉垣幼稚園は、1987（昭和 62）年度に建築され、築後 37 年を経過した鉄筋コンクリート造平屋建ての幼稚園で、地域に根ざしたひらかれた幼稚園づくりに努めています。

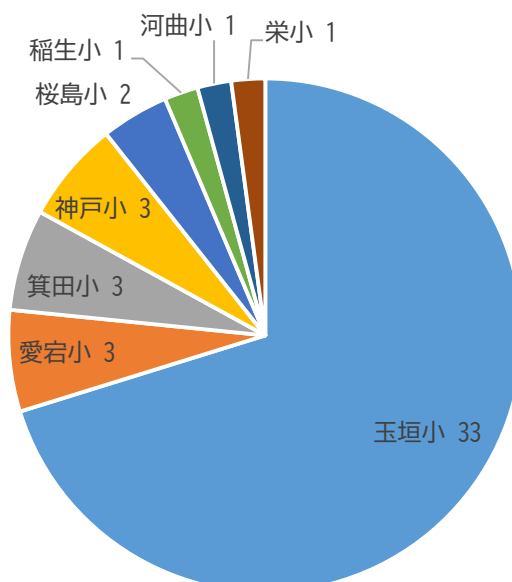
2023（令和 5）年度から 3 年保育を試行実施しています。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立幼稚園	玉垣幼稚園	90	47
私立幼稚園	第 2 すずかきしおか幼稚園	120	131
【幼稚園 計】		210	178
公立保育所	玉垣保育所	150	130
	神戸保育所	150	132
私立保育園	ぐみの木ほいくえん	80	82
	ひばり保育園	70	64
	みそら保育園	110	101
【保育所 計】		560	509
【周辺施設 計】		770	687

在籍児童数 小学校区別内訳（人）



神戸幼稚園

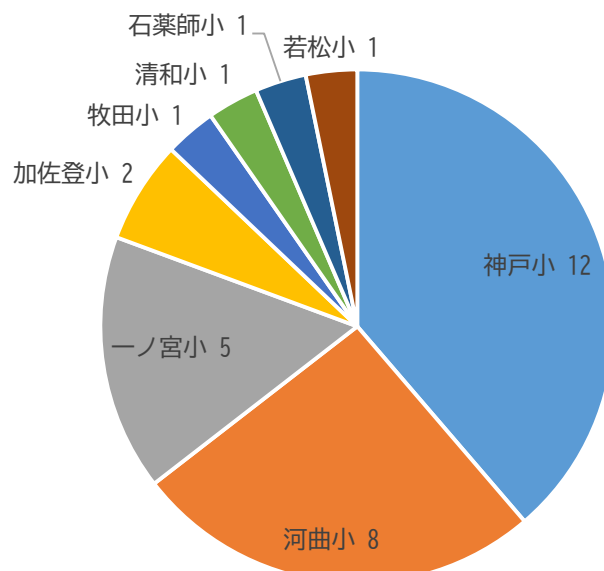
神戸幼稚園は、1969（昭和 44）年度に建築され、築後 55 年を経過した木造平屋建ての幼稚園で老朽化が進んでいます。夢をもちたくましく生きぬくこどもの育成を教育目標として、掲げています。

周辺の就学前施設の状況

令和 5 年 5 月 1 日時点

	名 称	定 員	在籍児童数
公立幼稚園	神戸幼稚園	55	31
私立幼稚園	すずか幼稚園	450	198
【幼稚園 計】		505	229
公立保育所	神戸保育所	150	132
	河曲保育所	150	129
	西条保育所	150	142
	一ノ宮保育所	100	94
私立保育園	竹野の森こども園	130	137
	ぐみの木ほいくえん	80	82
【保育所 計】		760	716
【周辺施設 計】		1,265	945

在籍児童数 小学校区別内訳（人）



7 公立就学前施設の役割と今後の方向性

公立就学前施設の役割と市内のこどもの人口、利用推移、公立保育所・公立幼稚園の現状等を踏まえた今後の方向性は、以下のとおりです。

(1) 公立就学前施設の役割

①子育て環境の整備

- ・すべての子育て世代の家庭が安心して子育てができる環境づくり

②質の向上と関係機関との連携

- ・幼児教育・保育及び子育て支援の質の向上や人材育成
- ・学校や保健所、その他の福祉教育機関等との連携
- ・保幼小の連携による、小学校との円滑な接続

③多様化する教育・保育ニーズへの対応

- ・すべての児童が教育・保育を受ける権利の保障
- ・他の機関との連携が必要な児童や家庭への支援の充実
- ・国から示される指針等を踏まえた教育・保育の率先

④地域とのつながり

- ・安心して子育てができる地域環境づくり

⑤私立の就学前施設との共存

- ・私立・公立の就学前施設の連携による教育・保育環境の充実

(2) 公立保育所の今後の方向性

本方針の策定に当たっては、公立保育所に対するニーズ等を把握し、今後の方向性を検討することを目的に、公立保育所を利用する児童の保護者にアンケート調査を実施しました。その結果、「現在利用している保育施設について望むこと」（複数回答）の設問に対して、回答者数 424 名の内、「現状で満足しているため、あらたに望むことは無い」を選択した人が全体の約 38%（160 名）、「施設や設備の充実」を選択した人が全体の約 27%（113 名）という保護者のニーズを把握することができました。

公立保育所の児童数は、少子化の影響から減少傾向にありますが、そのような中、公立保育所の果たす役割は、前項に記載のとおりであり、入所には就労等の要件は必須であるものの、特に多様化する保育ニーズへの対応として、障がいや発達に課題がある児童や、外国につながる児童に対する保育の充実という点で、ますます重要性が高まっています。2020（令和 2）年 4 月に開所した西条保育所では「子育て支援総合拠点」として、公立保育所で初めて病後児保育事業を実施しており、今後も、変化するニーズや新しい制度への対応を踏まえ、更なる支援の充実を図る必要があります。また、保育現場の課題等に対応

するための研修会や意見交換会等についても、引き続き、積極的に実施し、市全体の保育の質の確保・向上に努める必要もあります。

一方で、公立保育所 10 施設のうち、7 施設において築 40 年以上が経過しており、これらの施設への老朽化対策が喫緊の課題となっています。総合管理計画では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、「保有量の適正化」

「運営管理の適正化」「長寿命化^(※)の推進」を掲げており、今後の公立保育所の施設整備に関しては、既存建物の長寿命化を基本的な方向性とし、随時、必要な改修等を行い、安全・安心な保育環境の維持に努めることとします。ただし、老朽化等の理由により建替えが妥当であると判断した場合は、利用者数の実績を踏まえた上で施設規模の検討を行い、周辺の公立保育所との集約化^(※)を図ります。また、周辺の公立幼稚園との複合化^(※)が可能な場合は、認定こども園として整備します。整備手法については、建設（土地・建物）及び運営の両面から公民連携による手法の導入や民営化も視野に入れて検討を行います。

公立保育所の今後の方向性については、上記の考え方から、集約化等を実施することにより人員配置の最適化を図り、先に示した公立保育所の役割を果たすよう体制整備を行います。しかしながら、市内の就学前施設の利用者数については、本方針での減少傾向に対して、第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第 3 期計画」という。）では保育ニーズの顕著な落ち込みは見られず、また、入園申込状況においては、近年、増加傾向にあります。このことから、現時点での集約化の実施は難しいものの、総合管理計画の基本的な考え方である公共施設の保有量の縮減の観点を踏まえ、検討を進める必要があります。検討については、引き続き、私立を含めた市全体の毎年の入園状況を確認する中で、待機児童が発生しないことを前提として、関係機関と協議を行い、第 3 期計画の計画期間である 2029（令和 11）年度を目途に、1 施設の集約について判断します。

※長寿命化：当初の躯体の耐久性及び内装設備機能の向上を行う改修。または、部ごととの状況に応じて行う改修により長寿命化を図る。

集約化：複数の類似機能を有する施設を統合し、集約化を図る。

複合化：複数の異なる機能を有する施設を統合し、複合化を図る。

（参考「鈴鹿市公共建築物個別施設計画（令和 6 年 4 月改定）」P.11）

(3) 公立幼稚園の今後の方向性

公立幼稚園の児童数は、幼児教育・保育の無償化の実施等により保護者ニーズが変化し、2020（令和2）年に大幅に減少して以降、減少傾向にあります。公立保育所と同様、特に多様化する教育ニーズへの対応として、障がいや発達に課題がある児童や、外国につながる児童に対する教育の充実という点で、引き続き大きな役割を果たしています。

前方針で示した集約化と3年保育の実施については、「4 検証」で述べたように、当時11園あった施設数を5園に集約し、実施体制を整備した上で、現在は3園で3年保育を実施しています。預かり保育の実施については、今後の幼保一元化の動きに合わせて検討することとします。いずれも、保護者ニーズや新しい制度への対応に備えます。

公立幼稚園の施設整備に関しては、3施設において築40年以上が経過しており、施設の老朽化対策としては公立保育所と同様、既存建物の長寿命化を基本的な方向性としつつ、休園基準・廃園基準と照らし合わせ、総合管理計画に基づき、長寿命化後の建物を活かした集約化や、周辺の公立保育所との複合化の可否についても検討します。

8 施設整備のまとめ

総合管理計画では、「公共建築物の保有量（面積）の18%縮減」が計画期間（2016（平成28）年度～2051（令和33）年度）内における目標値として定められています。

公立の就学前施設については、築年数50年以上が5施設、築年数40年以上が5施設あり、全施設の約66%を築年数40年以上の施設が占めていることから、早急な施設整備が求められています。総合管理計画では、既存施設を活用した長寿命化を原則的な考え方としているため、随時、必要な改修等を行い、安全・安心な保育環境の維持に努めることとします。ただし、敷地が狭く改修工事の実施が難しい場合や、建物の構造上、長寿命化に適さない場合には、移転・建替えについての検討を行います。その際は、第3期計画の利用者数の実績を見据えた施設規模を考慮し、周辺の公立就学前施設との集約化・複合化を進めます。整備手法については、地域の実情や本市の財政状況等を踏まえ、建設（土地・建物）及び運営の両面から公民連携による手法の導入や民営化も検討し、総合的に判断することとします。整備後の跡地利用については、総合管理計画に基づき、売却を基本的な方針とします。

公立就学前施設の集約化・複合化については、築年数だけでなく、建物の劣化状況や今後の利用者推計を考慮し、計画的に検討を進める必要があることから、「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」との整合を図りながら進めます。また、「7（2）公立保育所の今後の方向性」で示したとおり、第3期計画を踏まえ

保育ニーズを含めた利用者数の推計を分析し、更に、総合管理計画の基本的な考え方である公共施設の保有量の縮減の観点を踏まえ、私立を含めた市全体で待機児童が発生しないことを前提として、第3期計画の計画期間である 2029（令和 11）年度を目途に、1 施設の集約について判断をします。

コロナ禍を経て、こども家庭庁が発足し、幼児教育・保育を取り巻く環境は大きく変化しています。国が示す新しい制度や、多様化する保護者のニーズに柔軟に対応し、こどもが安全・安心で健やかに過ごすことができるよう、今後の施設整備については、本市における様々な状況を踏まえ、地域や関係機関と情報共有を図り、幅広い意見を取り入れながら検討を行います。

また、少子化の流れや社会情勢の変化に伴う利用者数の推移についても留意し、本方針で示した推計と大きな乖離が見られる場合は、必要に応じて本方針の見直しを図ります。

公立保育所（10 園）、公立幼稚園（5 園）の施設一覧（経過年数順）

	施 設 名	建築年度	経過年数	構造
①	玉垣保育所	S43	56	木造
②	神戸幼稚園	S44	55 ^(※1)	木造
③	合川保育所	S47	52 ^(※2)	鉄骨造
④	飯野幼稚園	S49	50	木造
⑤	算所保育所	S49	50	鉄骨造
⑥	深伊沢保育所	S50	49	鉄骨造
⑦	一ノ宮保育所	S53	46	RC 造 ^(※3)
⑧	白子保育所	S56	43	RC 造
⑨	神戸保育所	S56	43	RC 造
⑩	国府幼稚園	S56	43	RC 造
⑪	玉垣幼稚園	S62	37	RC 造
⑫	牧田保育所	S62	37	RC 造
⑬	旭が丘幼稚園	H8	28	RC 造
⑭	河曲保育所	H22	14	RC 造
⑮	西条保育所	R1	5	鉄骨造

令和6年4月現在

※1 床・屋根の部位改修を実施（R2～R3）

※2 長寿命化改修を実施（R4）

※3 RC造：鉄筋コンクリート造

資料




~~~~~  
鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針（改定版）

発行日 令和7年 月

発行元 鈴鹿市子ども政策部子ども政策課・子ども育成課

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL 059-382-7661、059-382-7606

FAX 059-382-9054

<https://www.city.suzuka.lg.jp/>

~~~~~